

平成30年2月定例教育委員会会議録

1 期 日 平成30年1月31日(水)

2 場 所 南別館3階第2会議室

3 開始時間 午後1時30分

4 終了時間 午後5時00分

5 出席者

小西委員長、赤松委員長職務代理者、中原委員、濱田委員、黒木教育長

その他の出席者

田中教育部長、江藤教育総務課長、児玉学校教育課長、田畑スポーツ振興課長、朝倉生涯教育課長、
武田文化財課長、新甫学校給食課長、森図書館長、後藤美術館長、山下都城島津邸副館長、東コミュニ
ティ文化課長、黒木教育総務課副課長、清水教育総務課主幹

6 前会議録署名委員

赤松委員、中原委員

7 開会

○小西委員長

ただいまより、2月定例教育委員会を開催します。

8 会議録署名委員の指名

○小西委員長

本日の会議録の署名委員に、都城市教育委員会会議及び選挙等に関する規則第15条の規定により、中原委員、濱田委員をお願いいたします。

9 議事

【教育長報告】

○委員長

それでは、教育長より報告をお願いいたします。

○教育長

それでは、生徒指導状況についてという一枚の紙があると思いますけれども、お開きください。

12月中に起きた事柄について報告をさせていただきたいと思います。

非行等1件、中学校で家出が1件ということでございます。小学校の喫煙は、小学4年生と6年生が校区内の場所で喫煙をしたということで、ほかの方の通報でわかって、保護者に状況を説明して、家庭での指導管理のお願いをいたしました。今は通常どおり登校しております。もともとちょっと落ち着かない面のある二人でございます。指導はすでに行っており、今はそういうことはないということでございます。

それから、中学校の家出1件の話は既にお話したかもしれませんが、簡単に申し上げれば、提出物とかが色々遅れたりしていて、学校で先生に色々注意されたりして、気に病んで、ひょいと家出をして、持っていたお小使いで九州一周をして都城に帰ってきたという話です。どちらかというともじめな生徒で、その後は通常通り登校しており、何も問題はありません。

それから、不登校傾向は、そこにありますように、依然として、小学校は100名はいかないのですけれども、二桁になっておりますし、特に中学校が141名ということで、増えています。6年生で、中学校に行く不安もあるかもしれませんが、6年生であるとか、中学校では2年生が多いです。中学校は学級定数の問題があります。中学1年生は35名学級なのですけれども、中学2年になると40人学級に戻ってしまうのです。ということで、そういうことが何らかの引き金になっている可能性もあります。

それから、いじめに関しましては、そこにありますように、アンケートはしっかりやっております。ただ、

宮崎県の場合の特徴ですけれども、いじめ認知件数は非常に多いです。ただ解消はほとんどしてしまっていて、今回のいじめの条例の改正では、いじめが解消されたという定義が、3ヶ月間何も起きなかったかどうかというのが解消の基準になっておりますので、3ヶ月間観察をした上で、何もなければ解消という扱いになります。新しい考え方です。

それから、いじめなどの例としては、昔からあるのですけれども、特定の子に対していやみを言う。ある小学校では、「おまえが触るとさびる」とか、いやがらせを言う。それで、不登校になる。それは結構あるのです。悪口とか、要するに、のけものにされる。「おまえはくさい」とか、色々なことを言われたりする。女の子に対して結構多いです。

そういう子どもたちもちゃんと学校側はしっかりと対応をしているのですけれども、なかなか完全にゼロということまでなかなかいかない状況がございます。

それから、交通事故はあまり大きいものではありませんでした。小学校1件、中学校2件です。

不審者、声かけ事案は、12月は4件ですけれども、1件は、小学校の子どもが写真を撮られたというのが1件ございました。今日は1月のことはお話ししませんが、1月は結構増えていまして、既に今まで私が報告を受けただけで3件ございます。不審者です。2月の末になってしまうので、報告だけ先にさせていただいたほうがいいかなと思うのですけれども、1件は、太郎坊で、小学生の女の子、後ろから自転車で近づいてきた若い男性に、臀部を触られたというのが1件。それから、被害を受けたのは小学生の女子なのですが、高城高校前の直線道路で、停車した車から降りてきた男性にすれ違い様に胸を触られた。もう一つは、中学生の女子が、自転車で下校中に自動車がついてきた。男の人が降りてきて、女の子の左腕をつかんで、引っぱっていこうとしたというのがあります。これは実害にかなり近い感じで、危ない形ですけれども、その女の子は、付近の物を投げたりして逃げて帰ったということです。これが非常に悪質です。そういう事案が、1月に起きております。今の3件は1月の事案です。なかなかこういう不審者は減らないので、学校はもちろん、警察にも取締りをお願いしております。

6番目の学級がうまく機能していない状況は、ずっと今まで報告をしておりますが、なかなか落ち着いたかない特定の生徒がいて、これは学校が一所懸命対応をしてもらっております。複数で授業を行ったり、保護者と協力しながら対応いただいているところでございます。

都城いじめ防止基本方針の改定については2月2日に専門家委員会で審議をして、いじめ防止基本方針の改定をするわけですが、これは国のほうが色々なことを改定してきましたので、それに伴って変えるというわけです。

簡単ですけれども、以上報告を申し上げます。

○委員長

ありがとうございました。

ただいまの報告について、ご質問があったらどうぞ。

【議案第36号～第37号】

○委員長

本日は報告が9件、議案が11件、合計20件となっております。

それでは、議案第36号と第37号を田中部長よりご説明いただきまして、その後、各課の課長より、詳細の説明をいただくことになっております。約、1時間15分ほどのお時間をいただいております。よろしく申し上げます。

○教育部長

それではまず、**議案第36号**、平成29年度3月補正予算案について、ご説明申し上げます。

3月補正につきましては、通常の補正予算と国の補正予算に伴う追加補正予算の2つの補正予算がございます。2つの補正予算を合わせて説明いたします。

鑑部分をめくっていただきまして、3月補正予算案の表をご覧ください。

こちらの2ページの一番下の、下段の歳入の総計でございますが、総計欄をご覧ください。総計といたしまして、通常補正予算はこちらの1億1,935万2千円を減額し、歳入予算総額を6億438万7千円といたします。また、その隣にあります国の補正予算に伴う追加補正予算として、4億6,885万5千円を増額し、最終的に補正後の歳入予算の総額は10億7,324万2千円となります。

続きまして、歳出予算について、同じく総額を説明いたします。

5ページの一番下の段の総計欄をご覧ください。通常補正予算として1億4,083万1千円を増額し、歳出予算総額は41億4,975万7千円となり、国の補正に伴う追加補正予算として4億9,538万4千円を増額し、最終的に46億4,514万1千円が歳入予算の最終予算となります。

それでは、補正予算の主なものについて、ご説明いたします。

ちょっと飛びますけれども、11ページをご覧ください。寄附金でございます。匿名希望の方から図書館へ図書購入用として指定寄附金5万円をいただいております。歳出予算の図書充実費に充当するものであります。

それから、補正予算の歳出予算につきまして、主なものを説明いたします。

少し飛びますが、24ページをご覧ください。24ページの下段、そして、25ページめくっていただいて、26ページの上段にもあるのですが、要保護及び準要保護の児童、そして、中学校は要保護及び準要保護生徒援助費になりますが、小学校及び中学校の学用品費等の就学援助につきまして、平成30年度の新奨学1年生、新中学1年生に対しまして、新入学児童生徒学用品費の入学前支給、いわゆる前倒し支給を行うための増額補正でございます。国の単価改正に合わせた増額もこの補正で合わせて行います。

それから、35ページをお開きください。

都城学校給食センター管理運営費ですが、電気料金改定及び上下水道量増加による光熱水費の増額補正であります。今回の補正予算につきましては、ほとんどが歳出は事業費の確定に伴う減額補正になります。

続きまして、国の補正に伴う追加補正について、歳出予算で説明をいたします。43ページをご覧ください。

祝吉小学校建設事業です。これにつきましては、平成30年度当初予算での計上を予定しておりましたが、国の補正予算による対象の補助事業となりましたので、平成29年度予算を増額補正し、次年度に繰り越しをして、事業を実施いたします。そのため、今回の補正で計上いたしますものです。歳入予算につきましては、その財源となります国庫支出金または、市債等を増額するものでございます。

以上で、補正の説明を終わります。

続きまして、当初予算、議案第37号に入りますが、ここで、当初予算の説明に入ります前に、各課長が入室をさせていただきますので、しばらくお待ちください。

〔各課長入室〕

○教育部長

それでは、**議案第37号**のうち、私から当初予算の状況につきまして、説明をさせていただきます。

本日お配りしましたこちらの資料、平成30年度当初予算の状況、平成30年1月31日現在の資料をお開きください。なお、本日説明いたします数値は、1月31日現在の値でありまして、最終的な予算は予算総額の値と若干の違いがある場合がございます。

表紙をめくっていただきまして、1ページをご覧ください。

平成30年度当初予算の状況でございます。右の円グラフにありますとおり、一般会計につきましては、歳出総額786億9千万円、そのうち教育費は6.8%を占めております。その内訳が、左の円グラフであります。社会教育費が18.3億円、保健体育費が14.1億円、小学校費が8.9億円以下、教育総務費、中学校費と続いております。

2ページをご覧ください。

教育費の当初予算の5年間の目的別の推移でございます。項目案の教育費の額にありますとおり、こちらの額の平成30年度のところをご覧ください。平成30年度当初予算は、対前年度比約11億円の増額であり、過去5年間で一番予算額の大きかった平成27年度当初予算に次ぐ予算額を確保することができました。また、大きな事業費の事業としましては、一番下の欄、当初予算1億円以上の建設事業の欄にありますとおり、平成30年度の下欄でございますが、地区公民館建設事業3事業、祝吉、沖水、志和池、そして、都城運動公園整備事業費等を計上しております。教育費内の内訳としましては、小学校費、社会教育費、保健体育費等、ほとんどの予算が増額となっております。

続きまして3ページをご覧ください。

教育費の当初予算の5年間の性質別推移でございます。目的別でもお伝えしたとおり、地区公民館建設事業費等の増により、この性質別の項目の3番目になりますが、建設事業費が増減率149.5%と、前年度の2倍以上の額に大幅に伸びております。また、建設事業費の下物件費の3番目にあります委託料が34.7%の伸びとなっております。これは、新図書館の業務委託や高城給食センター業務委託の開始等によるものでございます。

続きまして、4ページ、5ページをご覧ください。4ページ、5ページが主の事業の一覧でございます。

項目の中で、事業名の前に二重丸を付しておりますのが、平成30年度の新規事業でございます。例えば、教育総務費では、都城教育の日推進事業が新規事業ですので、二重丸となっております。詳細は後ほど、各課長から説明をさせていただきます。

その表の備考欄をご覧ください。備考欄に※を4事業に付しております。それは、教育総務管理費の小学校と中学校、そして、小学校中学校の教育用コンピュータ事業であります。次ページで、それらの事業について説明をいたします。

6ページをご覧ください。

6ページの表題に、学校における学習環境の改善を目指し、平成30年度予算で方向性を確立したとしております。都城市や学校現場のICT環境が特に遅れていました。平成30年度の事業化に向けて、財政課と協議を重ね、一度は次年度以降に先送りになりかけたところを事業を練り直して、再交渉し、復活したものであります。しかしながら、今月の1月10日の総合政策部長策定まで内容が固まっていない状況でもありました。そこから、担当課である学校教育課の踏ん張り、そして、総括担当が粘りまして、部を上げての交渉、市長決裁の活用等々により、何とか平成30年度予算に計上し、2年後の平成32年度には、ネット環境から校務支援のサーバーによる学校内間の連携まで実施できる方向性を確立いたしました。

具体的に申し上げます。

表の上段の教育総務課事業内容、教室の机、いすの交換につきましては、旧JIS規格でありますとか、ガタガタしている机等を平成30年度に1,800万円かけて単年度で整備いたします。

次に、学校教育課の学校ICT整備につきましては、大型モニター、書画カメラ整備につきまして、3,700万円をかけ、平成30年度単年度で全校整備、実施いたします。

その次のネットワーク環境整備につきまして、まず1つ目として、Wifi等インターネットにつながる外とつながる系統、2つ目として、個人情報等のある校務支援用の有線による閉鎖方の系統、2系統を同時に整備いたします。平成30年度は、モデル校の8校について夏休みに整備し、夏休み明け2学期からタブレットによる事業を開始できるように取り組みます。その上で、平成31年度は、タブレットを全小学校に、平成32年度は全中学校に整備してまいります。当初予算の市長査定の折に、デモ事業を開始し、市長から大英断をいただいたところでございます。チーム教育委員会として、大きな仕事を進めることができたと考えております。

以上をもちまして、当初予算の概要について、私からの説明を終わります。

引き続き、各課長から、課ごとの事業について説明をいたします。

○委員長

ありがとうございます。続いて、教育総務課お願いいたします。

○教育総務課長

教育総務課からまずは説明いたします。

1ページをご覧ください。

左上のほうにナンバーが打ってございますけれども、No.3の事業名は、都城教育委員通信事業について、事業費としまして300万円計上しております。新規事業でございます。こちらが都城教育の日推進イベントを開催しまして、新規事業であります。内容としましては、来年の2月22日から29日に推進イベントを開催いたします。主な内容としましては、記念イベントとして、教育の日にふさわしい講師をお呼びいたしまして、トークイベントを考えております。

続きまして、No.9事業名、学校プール改修事業、事業費3,920万円です。今、学校施設の整備を箱ものとして整備いたしておりますけれども、それ以外にも、学校のプール及び運動場の整備等をしております。運動場につきましては、部活動で、運動場が荒れるということで、まずは、中学校のほうから優先して、プールの改修につきましては小学校のほうから優先して、今、事業を進めております。内容としましては、危険度、劣化度を点数化しまして、優先順位を付した年次別計画表をもとに対処しております。平成30年度は、設計委託で、明道小学校、丸野小学校あわせて400万円、工事としまして安久小学校3,520万円。安久小学校は今年度、平成29年度に設計をいたしておりますので、1年度を工事という形で進めていきます。

続きまして、No.11事業名、五十市小学校建設事業でございます。事業費は4,514万9千円です。こちらの五十市小学校におきましては、今年度、平成29年度に耐力度調査を行いまして、平成30年度に設計、そして、地質調査、非構造部材点検委託等を行いたいと考えております。

続きまして、No.18中郷中学校建設事業でございます。こちらは1,081万6千円の新規事業でございます。平成30年度は、設計委託等を行いまして、大規模改造、鉄筋コンクリートの工事を行う前の設計委託をしたいと考えております。

以上でございます。

○委員長

ありがとうございます。続いて、学校教育課お願いいたします。

○学校教育課長

学校教育課は非常に多くて、そして、内容もありますので、特色ある主な事業という冊子があると思いますが、プレゼンの資料のこれの大きなものですが、こちらのほうで説明をさせていただきます。

以前にお配りしている閉じてある資料です。議案第37号の2番目の資料です。

それでは、1ページをお開きください。

まず、ALTによる語学指導事業でございますが、これはご存知のとおり、ALTを市で雇いまして、そして、各小学校等に派遣していくものでございますが、平成30年度はまた1名増やしまして16名ということで、予算額が約5,200万円でございます。

続きまして、2ページでございます。中学生海外交流事業でございます。これにつきましては、来年度は交流でございますので、こちらのほうから20名行き、向うのほうから20名程度こちらにやってくるという事業でございます。約860万円を予定しております。

3ページ目でございます。小学校学力向上対策事業でございます。これは、小学校3、4年生、算数科によりまして、31名以上の学級に、市から派遣する先生を少人数で使っていただくということでございます。来年度、今のところ19名の方々が必要な見込みになっております。予算額は約4,200万円でございます。実際に今、選考試験が始まりまして、24名の応募があつて、今、選考しているところでございます。

続きまして、4ページ目でございます。都城市小中一貫学力向上指定研究事業でございます。これは、昨年度から始まり、2年目になりました。今年は、ここにありますように、6地区、小松原、妻ヶ丘、五十市、

志和池、白雲中、そして、中郷中、山田中学校が割り当てになりまして、指定を受けていただくことになっております。予算額は約170万円でございます。

続きまして、5ページでございます。中学校教員支援事業でございます。この事業は、12学級以上ある中学校に支援員を派遣しているものでございます。支援員の方々は南九大生を使っているということでございます。予算額は約130万円でございます。

続いて6ページですが、これにつきましては、新たに当初予算の状況が変わりましたので、本日お配りしました一番最後をご覧になっていただけないでしょうか。本日配布資料の16ページ、17ページでございます。同じようにプレゼンの画面が出てくると思います。先ほど部長からも説明がございましたけれども、ICT化推進事業でございます。校内LAN及びタブレット整備ということでございます。校内LANにおきましては、各学級にインターネットが入ってくることとなります。また、それとは別なラインとしまして、校務支援用のセキュリティーを保っているラインを2つ入れて、利用を図っていくものでございます。実際には3年間で、総額1億3,400万円ぐらいかかるそうでございます。その中の1年目としまして、約1千万円の予算で、8校のモデル校、小学校4校、中学校4校のモデル校に入れていくということでございます。実際には、この市長査定におきまして、先ほどご説明もありましたけれども、実際に小野田指導主事が先生となり、市長、副市長、そして私が児童役をし、実際にタブレットを動かしながら、模擬授業をさせていただいたところでございます。

続きまして、その下の17ページでございますもう一つのICT化推進事業としまして、大型テレビ、書画カメラの整備でございます。これにつきましては、四角にありますように、これまですべての教室に置いてなかったものでございます。大型テレビ書画カメラ整備事業の2の事業概要のところにあります枠の中でございます。

これは何故かと言いますと、一つのフロアに大型テレビを1台というような形に入れていましたけれども、そうなりますと、取り合いになったり、常時置いていませんので、なかなか使われない状況になっている。そこを改善すべく、特別支援学級を含む普通教室と理科の教室、そこに100%配備することになりました。あわせて、足りなかった書画カメラもすべてそろえたいと思っております。

では、戻っていただきまして、特色ある主な事業の7ページでございます。小学校図書館サポーター配置事業でございます。来年度、平成30年度は、2人増員いたしまして24名としたいと思っております。1校当たり、一人1、2校を目指しています。3校行っている方もいらっしゃいますので、それを解消したいと思っております。予算は約1,750万円でございます。

学校教育課からは以上です。

○スポーツ振興課長

お手元の課別当初予算の状況資料の3ページ、それから、特色のある主な事業の8ページ、9ページを活用して説明させていただきます。

まず、課別投書予算状況の3ページをお開きいただきたいと思います。

スポーツ振興課におきましても、主な事業及び新規の事業について、順番に説明させていただきたいと思います。まず、78番、全国高校総体南部九州大会事業でございます。予算額588万8千円でございます。本件につきましては、平成31年度に開催されます全国高校総体の南部九州大会が都城市で男女バレーボール、弓道、登山競技が行われる予定でございます。その推進を図るために、来年度都城市実行委員会を設立し、準備を進めてまいります。そちらの実行委員会の運営経費の補助金ということでございます。

続きまして、80番、体育施設整備事業、1,114万1千円でございます。本件につきましては、山田運動公園体育施設におきます野球場のバックスクリーンの設置工事でございます。先般の台風等により、バックスクリーンが倒壊したままの状態であるということから、今回、バックスクリーンを設置する工事を行うものでございます。

続きまして、82番、都城運動公園整備事業、1億8,602万3千円につきましては、特色ある主な事

業の8ページをご覧いただきたいと思います。本件につきましては、整備から50年以上経っている野球場の老朽化が進んでいるために、平成31年度までに大規模な整備を行うことで、安全性の確保、利便性の向上とともに、市内外の各種大会や合宿キャンプ、プロ野球のフェニックスリーグ等の誘致を積極的に行うために、大規模改修をする予定になっております。

事業内容につきましては、内外のラバーフェンスの全面改修、フェールゾーン、ブルペン改修、室内ブルペン改修、ダグアウト全面改修、そして、主に外野のほうになりますが、防球フェンス設置ということで、5項目について工事を行う予定でございます。

続きまして、83番、地区体育施設耐震改修整備事業541万5千円でございます。本件につきましては、地区体育施設の整備改修に要する経費といたしまして、勤労青少年体育センター、こちらは姫城地区にございますが、こちらの大規模改修に関する設計の再委託料となっております。こちらの施設については、耐震診断と大規模改修の設計委託を終えておりましたが、工事を新たに行う際に、現行の単価の見直しを行うために、再設計を委託するものでございます。それと同時に、上長飯一万城地区体育館の後年度に大規模改修を行うにあたり、耐震診断を行う委託料を計上しているものでございます。

続いて、87番、みやこんじょジュニアトップアスリート事業425万円でございます。こちらについては、特色ある主な事業の9ページをお開きいただきたいと思います。本件は、昨年5月に包括連携協定を締結した日本体育大学と連携し、平成38年に開催される2巡目宮崎国体に向けた競技力の向上を図る取り組みとしております。

事業概要につきましては、1点目が、ぼんちスポーツ指導者スキルアップ事業、こちらについては、日本体育大学の講師等の競技別指導者を管内の指導者を対象としまして、講習会を実施する予定でございます。こちらについては2競技、年2回、また、指導者団体との連携や競技役員等の養成講習会を実施する予定でございます。

2点目につきましては、みやこんじょジュニアトップアスリート事業といたしまして、こちらにも日本体育大学の講師による小中高生の競技者を対象とした講習会を3競技、年1回実施します。また、代表選手の選考等に向けた競技別合同練習会や保護者を対象とした栄養学等の指導講習会を実施したいと考えております。

以上でございます。

○委員長

ありがとうございます。続いて、生涯学習課お願いいたします。

○生涯学習課長

課別当初予算状況の4ページをご覧ください。90番、生涯学習機会づくり推進事業でございますが、これにつきましては、よかよか学習ネットワーク事業がNPO法人から平成30年度市直営となったことによりまして、嘱託職員2名の賃金や共済費、講師の謝礼金等1,196万1千円計上しております。

それから、110番から113番につきましては、お手元の特色ある主な事業の10ページも合わせてご覧ください。

それでは110番、祝吉地区公民館建設事業は、3億1,493万7千円を計上しており、本体工事、工事管理委託、地区公民館の解体工事、駐車場の造成工事等でございます。平成30年度に事業完了する予定でございます。

111番、沖水地区公民館建設事業は、2年目を迎えて、2億7,301万5千円を計上しており、本体工事、工事管理委託料でございます。

112番、志和池地区公民館建設事業も2年目を迎えて、1億326万円計上しており、本体工事、工事管理委託、地区公民館の解体工事、地区公民館の仮設料等でございます。

最後に、113番でございますが、庄内地区公民館建設事業は、平成30年度の新規事業としまして、現在地での建て替えを予定しておりまして、地区市民センターと一緒に地区公民館を建設する予定でございます。

す。事業期間は、平成30年度から32年度でございます。

ここで訂正をお願いいたします。事業費が4,988万円になっておりますが、1万円増の4,989万円の訂正をよろしくをお願いいたします。

この事業費は、実施設計、地質調査の委託料でございます。

以上で説明を終わります。

○委員長

ありがとうございます。続いて、文化財課をお願いいたします。

○文化財課長

文化財課の主の事業を説明させていただきます。

まず初めに、課別当初予算状況の5ページをご覧ください。

No.115、埋蔵文化財保存活用整備事業でございます。事業費は200万円でございます。この事業は、平成22年度より実施している事業で、国から2分の1の補助を受け、出土品の再整備作業や小中学校への出前授業体験学習会、歴史資料館での企画展などを行っております。出土品の再整備に伴う整備作業員賃金や出前授業体験学習会に伴う消耗品や、備品購入費が主な支出でございます。ちなみに今年度の出前授業体験学習会等への参加者は1月末現在で、8,780名になっております。

次に、No.116、文化財遺産分野別資料作成事業でございます。事業費は145万8千円でございます。旧都城市で刊行いたしました現在品切れになっております都城市の中世上巻という本に、山之口、高城、山田、高崎町にあります中世の城跡の縄張り図や写真を追加して刊行するための印刷製本費用でございます。部数は500部を予定しております。

最後にNo.121、歴史資料館管理運営費、事業費は2,081万9千円です。

ここで、訂正をお願いいたします。一般財源が2,148万2千円になっておりますが、1,993万3千円の誤りでございます。大変失礼いたしました。これは、歴史資料館の管理運営に要する経費で、主なものは、非常勤嘱託職員4名分の賃金、館内製作、庭園管理の委託料、企画展開催に伴う消耗品購入費等でございます。ちなみに、平成30年度は、「まじないといのり」「知られざる文化財」「刀と鏡」「むかし道具展」の4つの企画展を開催し、都城の歴史や文化をより広く周知し、内外にPRしていくよう努めてまいります。

以上が、文化財課の主な事業でございます。

○委員長

ありがとうございました。それでは、学校給食課をお願いいたします。

○学校給食課長

学校給食課は、5つの学校給食センターを主管しておりますが、その管理運営に要する経費を5つの事業として計上しております。そのほか、全センターの施設修繕などに要する経費として、学校給食センター施設整備事業を計上しております。

資料の6ページをご覧ください。

まず122番の都城学校給食センター管理運営費でございますが、主なものとしましては、調理及び配送業務などの委託料として2億7,604万3千円、電気、水道料などの光熱水費5,778万円となっております。

次に、124番の高城学校給食センター管理運営費でございますが、主なものとしましては、都城学校給食センター同様、委託料、光熱水費をはじめ、燃料費、修繕料などとなっております。委託料2,838万円のうち、今年4月からの民間委託に伴う委託料2,537万7千円を計上しております。

最後に、127番の学校給食センター施設整備事業でございますが、これは、5つの学校給食センターの施設修繕や厨房機器等の計画的な更新に要する経費を計上しております。主なものとしましては、都城学校給食センターの氷蓄熱二号機ポンプ修繕、山之口学校給食センターの貯水槽自動給水ポンプ取替修繕、また、高城学校給食センターの下処理室エアコン取替修繕などの修繕を予定しております。

以上で終わります。

○委員長

ありがとうございました。それでは、続いて、図書館長お願いいたします。

○図書館長

図書館からは、課別当初予算の状況の7ページに沿いまして、ご説明いたします。

まず、No.129の図書館管理運営費でございます。これは事業費全体で2億4,844万5千円を計上させていただいておりますが、図書館の管理運営に関する全般的な予算でございます。内訳は事業内容でございますように、まず、図書館の管理運営業務の委託費、これは指定管理料でございます。指定管理料は2億1,964万7千円を計上しておりますので、この図書館管理運営費の大部分は指定管理料ということになります。

それから、新規事業になるのですが、移動図書館車の購入を計上させていただいております。これは、特色のある主な事業の中でも簡単に触れているのですが、2,240万円の図書館車の購入費を計上させていただいております。移動図書館車が平成8年に導入してから21年経過しておりますので、老朽化がありますので、更新するという事業でございます。

それから、最後に施設等修繕料、図書館管理システム保守委託、図書館協議会報酬を上げさせていただいておりますが、指定管理料に図書館の管理運営費をすべて盛り込むというのではなく、指定管理者が負担できない修繕料、10万円を超える修繕を指定管理者ではなく、行政が直接負担するとしております。それが施設等の修繕料です。

それから、図書館のコンピュータシステムの中に個人情報等も含まれることですから、こういった保守に関しましては、行政直営で行うとして、403万円ほど計上しております。

それから、図書館協議会は、教育委員会が召集するものでございますので、指定管理料ではなく行政直営の事業として上げさせていただいております。

以上が、図書館管理運営費の説明でございます。

それから、No.130、図書充実費でございますが、これは2,930万3千円を計上させていただいております。これは雑誌も含めた図書購入費でございます。図書の購入は、先ほど上げました指定管理料には含めず、行政が購入するというので、指定管理者と役割分担を図らせていただいております。行政が最終的に購入決定することで、図書の蔵書に関する責任を負うという形にしておりまして、例年ですと2300万3千円ほどの図書購入費なのですが、平成30年度は特色のある主な事業のほうでも説明しております。特色のある主な事業の11ページを開いていただきたいと思います。

図書充実費として具体的な金額はここには載せておりませんが、平成30年度は600万円ほどを増額という形で組まさせていただいております。ここにありますように、図書館に具備しておくべき基本的な図書が揃っていないものを取り揃えることや傷んでいる本を新品に買い替える、そして、文庫本や新書など、特に文庫本は図書館の本館ではこれまで入れないという方針でできましたので、こういったものをある程度見直して、入れるということで、図書の充実を図る。そして、新図書館のオープンに合わせるということで、予算を計上させていただいております。オープン初年度はこの600万円で約4300冊ほどの図書が補充できるのですが、3行目にありますように、今年度、平成29年度も12月の補正予算で約1千万円ほどの図書購入費を出させていただいております。それと合わせますと約7,000冊、新しく図書を補充する予定でございます。

課別当初予算の状況の7ページに戻っていただきまして、No.132とNo.133は、二つの事業になっておりますが、どちらもブックスタートと申しまして、乳幼児の健診時に読み聞かせを行い、そして、絵本をプレゼントするという事業です。読み聞かせを行う講師に対する謝礼、これが初めての読み聞かせ講座事業として14万5千円を計上させていただいております。絵本をプレゼントすると、これも一種図書の購入ということになりますので、先ほどの図書充実費と同じく、指定管理料に含める行政のほうで直接行う事業とし

て、出ささせていただいております、48万円を計上しているところでございます。

以上で、図書館の説明を終わらせていただきます。

○委員長

ありがとうございました。続いて、美術館お願いいたします。

○美術館長

美術館の主な事業について説明申し上げます。

説明資料の8ページをお開きください。

No.136、市美展事業となっております。303万9千円を計上しております。平成30年度で第65回目の市美展ということになります。会期は9月15日から9月30日としております。主な経費は、審査員や実行委員の謝礼及び入賞者への賞金等となっております。第60回展から要項の見直しを行いまして、5回目となりますが、今後のより地域展の開催運用の検証を重ねながら、また新しい方向を見出ししていきたいと思っております。

最近の美術の傾向としまして、色々な現在美術、これまでの絵画、書というような分類に収まらない作品が出始めておりますので、そういったものに対応するために、要項の見直し等を随時行っていこうと思っております。

続きまして、138番ですが、こちらのほうは、特色のある主な事業の12ページに計上しておりますが、特別企画展事業を1500万円計上しております。平成30年度の特別企画展につきましては、まだ名称については、仮称なのですが、「平山郁夫展」を現在準備しているところです。会期につきましては、まだ山梨県にあります平山郁夫美術館と調整をしております、正確な日付がまだ出てきていないところなのですが、10月22日から12月上旬で、今調整をしているところです。平山郁夫美術館から約100点の作品をお借りして行うとしております。こちらのほうは、各報道機関等と共催ということで、実行委員会組織を作りまして、運営をしています。その管理ということで、2,500万円計上しております。

平山郁夫は、東京藝術大学の学長を務められなど、日本を代表する日本画家の一人で、著名な作家でありますので、かなりの集客を見込めるのではないかと考えています。企画展の中では、平山郁夫本人の作品だけではなく、世界遺産等の文化財の保存にも尽力されたということで、そちらのほうの保護文化財等の展示も一緒に紹介する企画を今、計画しているところです。

以上です。

○委員長

ありがとうございました。それでは、都城島津邸お願いいたします。

○都城島津邸副館長

それでは、都城島津邸の主な予算について説明いたします。

まず、平成30年当初予算、特色ある主な事業の13ページをご覧ください。初めに、都城島津邸伝承館特別展開催事業で、事業費が555万円でございます。こちらにつきましては、2 事業概要のところに記載しておりますとおり、平成30年度は都城島津家に伝来した鉄砲、薩摩筒の特徴とその歴史について、他地域の鉄砲と比較しながら紹介するものです。都城島津家には、これまであまり研究の進んでいない薩摩筒というものが、管理台帳である「御道具帳」といわれるものと一体となって保存されております。これまでと同様、著名な資料を借用展示しながら、こうした都城島津邸に残っております薩摩筒の特徴について、探っていきたいと考えております。

展示会の名称ですが、「鉄砲伝来と薩摩筒」、これはまだ仮称なのですが、それを考えております。展示期間については、これも案なのですが、平成30年10月13日から11月25日、44日間の展示期間、開館期間を予定しているところです。

次に、14ページをご覧ください。

明治維新150年記念歴史講座開催事業でございます。予算額は20万5千円となっております。今年は、

明治維新150年となっております。また1月からNHK大河ドラマ「西郷どん」が放送されております。これらを記念しまして、この大きな時代の変革期に活躍した人々を紹介する講演会を開催したいと考えております。3回講座で考えておまして、9月から11月の開催を予定しております。

なお、講師につきましては、活躍した人に関係する子孫の方や最新の研究成果を持つ研究者の方で、西郷隆盛の曾孫であります西郷隆夫氏、尚古集成館の学芸員で「みんなの西郷さん」の著者であります小平田史穂氏、志學館大学の先生で、「西郷どん」の時代考証を担当されている原口泉先生を予定しているところであります。

続きまして、当日の配布資料の9ページをご覧くださいと思います。

最上欄 No.140の都城島津邸管理運営事業でございます。これは、2,874万8千円の事業費でして、光熱水費や施設整備委託、嘱託職員賃金と都城島津邸に要する経費でございます。

飛びまして、No.144、都城島津家資料修復事業でございます。これは、これまで修復計画に基づきまして継続してやっておりますが、その継続で行っている事業でございます。魅力ある展示の強化及び資料の保存のために修復計画に基づき、資料を修復するもので、来年度、平成30年度の修復予定については、庄内地理志三冊、琉球諸島絵図、北郷忠相の甲冑等、さらに、先日柳田先生から御寄贈いただきました西郷隆盛（南洲）書の修復も予定しているところでございます。

また飛びまして、No.148、都城島津邸収蔵資料展示事業でございます。これは、平成29年度までは常設展示事業として計上しておりましたが、今年度から展示の名称に合わせまして、収蔵史料展示事業としております。事業費は138万9千円でございます。主に7月から9月に実施します企画展に関わる経費でございます。図録、ポスター、チラシの製作業務委託料と講演会を予定しておりますので、その講師の謝金及び費用弁償に関わるものでございます。

以上でございます。

○委員長

ありがとうございました。それでは、山之口地域振興課からお願いいたします。

○山之口地域振興課長

山之口地域振興課の主な事業について、説明いたします。

説明資料は10ページになります。事業No.150、地区公民館費、予算額855万2千円で、地区住民を対象とした生涯学習の活動拠点施設を管理運営に要する経費を計上しております。主な経費は、嘱託職員2名分の賃金、光熱費、施設清掃業務などの委託料、自治公民館運営費補助金などの負担金補助交付金です。

次に、事業No.152、スポーツ団体運営費、予算額72万3千円で、スポーツ団体の運営支援に要する経費を計上しております。主な経費は、山之口地区体育協会運営費補助金並びに山之口地区民を対象としたスポーツ大会開催費補助金です。

次に、事業No.153、体育施設維持管理費、予算額1,230万9千円で、山之口地区内の体育施設維持管理に要する経費を計上しております。主な経費は、地域体育館屋根修繕などの修繕料、施設清掃業務や地区体育館指定管理料などの委託分です。

以上で説明を終わります。

○委員長

ありがとうございました。続いて、高城地域振興課お願いいたします。

○高城地域振興課長

高城地域振興課の主な事業について、説明させていただきます。

各課当初予算の状況の11ページをご覧ください。

事業No.158、スポーツ団体運営費につきましては、体育協会運営費、都城さくらマラソン開催費、高城地区分館体育大会開催費、ふれあい健康づくり大会開催費に対します補助金でございまして、合わせまして

510万円を計上いたしました。

次に、事業No.159、体育施設維持管理費につきまして、主なものは、高城運動公園、石山体育センター、高城勤労青少年ホーム、高城農村環境改善センター、高城多目的研修会施設の5つの体育施設の指定管理に係る委託料でございます。合わせまして3693万4千円を計上しております。なお、平成29年度から高城運動公園につきましては、スポーツ振興課の所管となり、地区体育施設は地域振興課で引き続き所管しております。

次に、事業No.160、幼稚園費、事業No.161、一般管理運営費幼稚園、事業No.162、幼稚園保健衛生費、12ページにあります事業No.163、一般管理運営費、幼稚園預かり保育につきましては、高城地区内にあります高城・石山・有水の3幼稚園の管理運営に要する経費でございます。合わせまして2,384万8千円を計上しております。主なものは、幼稚園教諭や特別支援員として雇用しております非常勤嘱託職員の賃金・共済費、学校医・学校薬剤師の報酬、預かり保育として雇用しております非常勤嘱託職員の賃金・共済費となります。

以上で、説明を終わります。

○委員長

ありがとうございました。続いて、山田地域振興をお願いします。

○山田地域振興課長

山田地域振興課の主な事業についてお伝え申し上げます。

資料13ページをお開きください。

No.164、山田総合センター管理費でございます。事業費の1,213万1千円については、非常勤嘱託職員2名分の賃金、施設の管理運営に必要な警備、清掃業務等の委託料、光熱水費でございます。財源内訳の中のその他の欄に、47万3千円ありますけれども、それは総合センター使用料及び複写機使用料の収入でございます。

次に、No.165、地区公民館費でございます。事業費360万4千円につきましては、山田地区自治公民館連絡協議会、地区内の単位公民館の活動に要する運営費補助金でございます。

次に、No.169、体育施設維持管理費でございます。事業費の32万7千円につきましては、所管施設山田第二運動公園、木之川内体育センター、山田農業トレーニングセンターの修繕に要する経費でございます。

以上で終わります。

○委員長

ありがとうございました。続いて、高崎地域振興課からお願いいたします。

○高崎地域振興課長

高崎地域振興課に係る当初予算についてご説明申し上げます。資料は14ページ、15ページになります。歳出総額が2,538万9千円で、前年度と比較して、378万2千円の減額となっております。7つの事業を上げていますが、減額になった主な3つの事業について説明申し上げます。

No.173、公民館運営費におきましては、今年度エアコンの設置が終えましたので、次年度が91万1千円の減額となっております。

No.174、たちばな学び館管理運営費におきましては、学び館の移転が総合庁舎に移転しましたので、それに係る賃金44万9千円と学び館が総合庁舎内の施設になりましたので、総合庁舎の管理費の電気料に組み込まれましたので、44万4千円の減額となっております。

それと、スポーツ団体運営費におかれまして、隔年実施されます体育祭が平成30年度は実施されませんので、126万2千円の減額となっております。

以上で説明を終わります。

○委員長

ありがとうございました。

それでは、すべての説明をいただきましたけれども、今回は事務局のご尽力で、結果、特色ある事業の予算について、それぞれにご説明いただいたところですが、内容についてお尋ねがありましたらどうぞ。

教育総務課にお尋ねいたしますが、事業名の3番、都城教育の日推進事業に要する経費のところ、当初、都城教育の日というのは特別な周年のイベントを開催するものではないというようなお話が当初あったのです。教育の日が設立されました時に、これは継続していくことは素晴らしいことだと思っておりますが、今後こういった事業として、継続して開催される位置づけになったのでしょうか。

○教育総務課長

当初は、継続して行っていくか、行っていないかというのはまだ決まっていなかったのですが、都城市教育振興基本計画において、平成33年の教育の日の認知度を50%に目標を設定しました。それに平成29年度の認知度は7%と、かなり低うございました。教育の日というのは、都城市民みんなで学びを盛り上げていこうという一つの事業ですので、現在のところは、来月の2月12日に実施しますけれども、継続して推進イベントを開催する予定でございます。

○委員長

素晴らしい日として定着していけばと期待しております。

以上です。

○濱田委員

補正予算の減額が多いですね。これは何か理由が、契約とかそういう理由について。

○教育総務課長

学校建設費が1,832万円、調査して後ほどお知らせします。

○濱田委員

学校教育課にお尋ねしたいのですが、コアティーチャーを、例えば、特色ある事業、都城小中一貫学力向上指定研究事業、よく三鷹市に派遣と出てきますが、三鷹市には何があるのですか。

○学校教育課長

小中一貫学力向上指定研究事業におきまして、コアティーチャーを今回は各地区で6名選ばせていただきまして、連れていくのですが、実は、全国的に見て、まず一つは小中一貫が確立されています。もう一つは、コミュニティスクールを活用していること。そして、市の規模ですけれども、大体15万から20万人ぐらいの都城市に近いところという3つの条件を出しまして、文部科学省に打診をしましたところ、三鷹市という回答が返ってまいりました。

○濱田委員

3つの条件を満たすのが三鷹市ということですね。

○学校教育課長

かなり、コミュニティスクールにしても10年以上、小中一貫にしては、普通に、小中の先生方が行き来しているようなところでございまして、学力的にもかなり高いところの水準をずっと維持しているところで

○濱田委員

わかりました。ありがとうございます。

○赤松委員

中学校教員支援事業、あるいは小学校学力向上対策事業、今年度からスタートされていると記憶しておりますが、取り組み始めてほぼ1年が経つ中で、来年度の交付金の予算がついているということで、今年度の大きな成果というのがどういう点で現れているのか、お伺いしたいと思います。

○学校教育課長

まず、中学校教員支援事業につきましては、市内5校になりますが、12学級以上ある中学校に派遣しております。大変助かっておりますという回答でございます。この反響を聞いた周りの大きめの小学校が、小

学校にも派遣してもらえないだろうかというようなご希望も上がってきているところでございますが、まずは、中学校できちんと確立をさせたいと思っているところです。

業務内容につきましては、南九大生が先生方のプリントを集めたりとか、印刷をしたりとか、そういうような、先生たちがいわゆる子どもたちに向かわないで済むような作業を全部引き受けるというところがございます。

続きまして、小学校学力向上対策事業でございます。

本年は17名を派遣しておりまして、それぞれ31人以上の学級に配置をしているところがございます。今現在、学力の数値的な状況というのは、来年度の結果、5年生の宮崎学テイとか見ていかないとは思ってはおりますが、今現在、少人数を集めて、実際に指導をしていただいているところがございます。少人数というのは、どうしてもそのところの理解に苦しんでいる子どもさんたちでございまして、帰ったら宿題ができないとかいうお子さんがいるということを知っております。そういうお子さんに対して、独自の宿題を与えたり、わかるまで、できたということが言えるまで頑張らせて教えていただいているところがございます。今、先行指導をしておりますが、現在、学校に入らせていただいている方が14名ほど再度授業をしていただいているところがございます。その先生方の話によると、どうしてもここまでは理解させたいということで、担任の先生に断って、ちょっと昼休みをととか、放課後をとかというようなところでお話をいただいているところがございます。

小中一貫学力向上指定研究事業がございますが、これにつきましては、非常にコアティーチャーがよく動いてくれています。今年指定したところにつきましては、大変素晴らしい成果が出ていると思っております。何の成果かと言いますと、一つは、小学校の状況、中学校の状況をそれぞれちゃんとデータを交換して、そして、そのデータに基づいて何を評価すればいいかという話し合いが進められています。ここが一番大きなところだと思います。また、コアティーチャーがそれぞれの学校を回って、指導といいますか、そういう方向性を持っていましたよねということ念押しいただいたりしながら、最後にコアティーチャーの会合が今度あるのですけれども、非常に自分達に手応えを感じたとおっしゃってございました。それがどのように結果として点数に響いてくるかということが楽しみであるかと思っております。

○赤松委員

ご説明いただいて状況は分かったのですが、中学校の教員支援事業については、生徒とじっくり向き合う時間を先生方が確保することによって、学力向上や生徒指導に貢献する。学力向上につながっていくという意図で、大いに助かっているという言葉がございましたけれども、助かっている中で、学力向上の指導をする時間が確保できて、学力向上にもつながっているのだとそういう先生方の声があると理解してよろしいのでしょうか。

○学校教育課長

そのとおりでございます。

市の広報等でも今、成果の部分として2、3回出させていただいたのですが、そこで拾ってきた言葉の中に、子どもと向き合う時間が増えましたという言葉が入ってございました。

○赤松委員

小学校においても学力向上に直接貢献するように、3、4年生のつまづきが出始める学年においてそういう手当をしていく、大変効果的な手だてが生きていくと、私は思っているのです。今後の方向として、例えば、配置校をもっと増やしていく。そのためには、学級数とかそういうところを見て、基準となる数値を下ろしていけばいいですよ。今後の方向として、さらに3、4年生のみならず5年生にも配置しても、小学校の場合は構わないわけですよ。そういう方向としては学校教育課はどのようにお考えになっているのですか。

○学校教育課長

まず、3、4年生に関わって、少しずつ理解が苦しくなる時期でございますので、その時期に配置してい

るということについては、効果が上がっていると思っております。この拡充につきましてですが、来年度、31人以上の学級ができるのが今年より増えまして、今年が17名の先生方でやっていたのですが、来年度は19名雇わないといけない状況を鑑みて、もう少しそのところは様子を見させていただこうと思っております。

ただ、今、赤松委員がおっしゃったように、5、6年生なのですが、そこまで一つの学級規模が大きい学校には、実は県からの少人数の派遣が入っておりまして、そちらのほうを兼ねて、5、6年生のほうはそちらにしっかりとついでいただいている状況でございます。

○赤松委員

今後、ぜひ、広げていく方向でご尽力いただけたらありがたいと思います。

○教育部長

先ほどの補正のほうの大きな不用額の説明をさせていただきます。

○教育総務課長

このマイナスは、設計委託の入札に係る執行残となります。

○濱田委員

結構多いので、それは節約になったということですね。

○委員長

小さな問題なのですが、図書館長にお尋ねいたします。

先ほど図書充実費というところで、図書の購入に関しては行政のほうで購入いただくというご説明があったのですが、たまたま文庫本の購入に言及されまして、文庫本を図書館に置くかどうかというについては、全国的な賛否両論があって、私もとても関心があるのですが、これはある程度、購入される時には、文庫本の購入枠とかそういうことをお考えなのでしょうか。先のことで、小さなことなのですけれども。

○図書館長

まずは経緯のご説明から申し上げますと、かなり以前は、文庫本というのは、一度ハードカバー、単行本で出版されたものが数年経って文庫になるスタイルが主流でしたので、図書館の場合は、最初単行本で購入しているので文庫本は不要だという考え方がございました。ですので、基本的に、図書館で文庫本を買わないという方針が立っていたのですけれども、移動図書館車が購入されたのが平成8年です。それから平成21年に高城図書館が分館としてオープンします。これら2つは、単行本を最初から買うのではなくて、もう既に文庫本になっているものを買ったほうが単価が低いこともございますし、移動図書館車の場合にはそもそもそんなに沢山本を乗せられないというのがございますので、そういう経緯がございましたので、高城図書館と移動図書館車に関しましては文庫本を買っていくという方針で現在に至っております。

その枠というのをあらかじめ定めているのではなく、今、言いましたように、高城図書館や移動図書館車で必要なものを購入していく際に、最新の刊を買うのではなく、古い刊を買っていくわけですので、必要に応じて買っていったということです。

今回新しく図書館をオープンするにあたりまして、古い図書や傷んでいるものを買替える際に、単行本で買替えるのではなく文庫本で買替えるということも出てきますし、そういった形で文庫本を本館でも購入するということを検討しているところです。

また、閉架書庫に、古い岩波文庫ですとかもございまして、こういったものも定番の作品もございまして、文庫本で買い直すということを考えておりまして、枠というものは特に設けておりません。

○委員長

今、色々議論になっている文庫本を図書館に入れるかどうかということとは、また別の観点で必要な文庫本を購入されるという理解でよろしいでしょうか。

ありがとうございました。

ほかにお尋ねはないでしょうか。

○濱田委員

移動図書館車というのは特別な仕様なのですか。

○図書館長

予算を2,200万円ほど計上しているのは、移動図書館車を製作することができる会社が全国で限られております。そして、基本的にはバスですとか、トラックを改造しますので、改造費用が1台車を買うぐらいの、重量が重い戸棚をつけていきますし、ドアを開閉式にして、車の外側にも戸棚を並べられるようにして、一般のバスやトラックよりもドアも多いです。その分、構造が弱くなりますので、補強しなければいけないので、2,200万円から2,300万円を考えているのは相場でございます。

○濱田委員

1台購入されるわけですよね。

○図書館長

今回は1台です。

○濱田委員

稼働率というか、それで足りるかどうかというのはあるのですか。

○図書館長

現在、21コースを設定していて、1コースで多いところでは3ヶ所ぐらい巡回していますので、60ヶ所にはならないですけれども、巡回ポイントがありますので、都城地域は広うございますので、また平地も多い条件もありまして、本音を言えばもう一台と言いたいところなのですが、今のところ、1台で何とか需要を賄っていている。今後、需要がまた増えていくとか、そういった要素があれば、検討していくという考え方でおります。

○委員長

それではよろしいでしょうか。

それでは、議案第36号と第37号を決定させていただきます。

【議案第121号～第122号】

○委員長

それでは、議案第121号～第122号を文化財課長よりご説明をお願いいたします。

○文化財課長

今回は2件の報告をさせていただきます。

1件目は、**報告第121号** 平成29年度都城歴史資料館第4回企画展「日本刀の世界～後世に伝えたい技と美」の開催要項の制定についてでございます。

3月9日、金曜日から開けて4月22日、日曜日まで、「日本刀の世界」と題しまして、都城歴史資料館で企画展を開催するものです。刀剣乱舞というゲームから火が付き、近年、空前の刀剣ブームになっております。昨年の10月21日から12月17日にかけて、県立博物館で開催されました「日本刀の美と歴史」では、5,000人を超える観覧者があったと聞いております。

今回の企画展では、主に当館が所蔵しております室町・江戸・明治にかけて制作された都城の刀工を中心とした作品を展示いたします。この展示を通じまして、世界から鉄の芸術と評されている日本刀の美しさを感じとっていただき、都城にも刀鍛冶がいたことを来館者に知っていただければと思っております。

また、この展示に係る関連事業といたしまして、刀剣講座や展示解説の開催も計画しています。

以上のような内容で企画展を開催するため、開催要項を制定するものでございます。

次に、**報告第122号**、埋文活用のしおりについてでございます。

埋蔵文化保存活用整備事業をPRするために、手元のほうにお配りしておりますが、このように埋文活用のしおりを作成いたしまして、各小中学校に配布するものでございます。次年度の事業スケジュールの作成

時期が毎年2月頃であると聞いておりますので、2月上旬にしおりを配布し、平成30年度の希望の分を確認させていただいております。2月19日の校長会でもこのしおりを配布して、埋蔵文化財保存活用事業の説明、並びに、学校での活用をお願いする予定でございます。

ちなみに、今年度は39の小中学校で延べ70回の出前授業や体験学習会を実施しております。

以上、2件の報告をいたします。よろしくお願いいたします。

○赤松委員

埋文活用についてということで、いただいた資料を読みますと、平成22年から8年間で300回以上、年間平均37.5回ぐらいになるのですが、この事業そのものが周知されることによって、近年になるほど活用している学校が多いという状況なのですか。

○文化財課長

当初、活用件数は少なかったのですが、今年度も先ほど申しました延べ70回と、段々増えてまいりまして、授業の日程調整をするのに非常に大変になってきているという状況で、先生方には周知されてきているようでございます。

○赤松委員

大変いいことだと思うので、本物に触れながらそういう学習を小学校なり、中学校なり、ある一定の時期にそういうものに出会うということは極めて大事なことだと思いますから、ぜひ今後も予算をとってでも、なるべく人員を増やしてでもそういうことが広がっていくように努力されたいと思います。

○中原委員

私も埋文についてなのですが、赤松先生がおっしゃられたように、実は、大王小で体験いたしまして、非常に楽しかったので、事前に授業で受けたことを踏まえて、参観日等にこれを加えて、親子で参加して行うという仕組みであったのですが、そうすると、大体、授業の単元とか、そういうものを絡めて、時期的に似たような時期になってしまうのではなかろうかと危惧されるので、そこのところをわかった上で、いついつという、文化財のほうからその時期に何年生対象とか、振り分けていくと、重ならないで済むのかと思いました。

○文化財課長

現在は、各学校にこれを2月上旬に配りまして、希望の確認を出してもらいまして、第3希望まで日程を書いてもらって、それで日程調整をさせてもらって、では大王小はこの日をお願いしますと、おそらく参観日のは飛び込みで入ってきたのではないかなと思います。保護者の方にも一緒に体験してもらいたいんだけど可能かという、こちらは急きょ対応をした形だったかと思います。

どうしても授業の流れで、まとめの段階でこういうものをやったり、体験したりということをやっております。どうしても同じ時期に重なるのは仕方がないのですが。

○中原委員

そこのもぜひ皆さんに体験してもらいたいと思っておりますので、それがわかった上で今までの時期的なものは分析というか、リサーチできると思うので、また、こちらのほうからいついつはこういうものをしますということを投げると、学校のほうも加味しやすいかなと思います。イレギュラーだったということでしたが、ありがとうございました。

○教育長

最初のところに、PTAを対象とした体験もありますと、一番表紙に書いてあります。これはそうすると、各学校のPTAにも配っているのですか。

○文化財課長

学校のみです。

○教育長

ただ学校に配っただけで、先生に授業だけに使ってくださいみたいなことになるとだめだから、PTA用

に配布してくださいとか、そういうこともちょっと書いたものを別に作って、PTA会長なりに届くようにすれば、もうちょっと広がって、今、中原先生がおっしゃったように、逆に文化財課が悲鳴を上げることになるかもしれないけれども、文教のまちづくりですので、非常にいいことだと思うのです。親子で体験してもらうのは、それをやっているということを知ってもらうのが大切だから、これまでの実績とか書いてあるのだから、その学校のPTAにもチラシを配るのも必要かもしれないですね。

○委員長

同じく、体験させていただいた者の感想なのですが、刀剣講座に昨年、参加させていただいたのですが、雨でちょっと大変な日だったのですけれども、鹿児島からみえた方とか、全員女性だったのですけれども、とても本当にもったいない。5名ほどだったと思うのですが、私は特別刀剣女子ではなかったのですが、静山亭に久し振りに行ってみたいという気持ちもありまして、大変刀剣に詳しい遠矢さんの、至近距離で狭い空間ですから、御茶室ですから、その前で刀剣を見せていただくという、非常に稀な機会をいただきました。私の友達はちょっと都合が悪くて行けなかったのですが、もったいないので、定員が10名ということがありますけれども、もう少し何とか、広報などでお知らせがあったと思うのですが、せっかくの貴重な機会なので、周知の機会を作っていただければよかったです。

○文化財課長

昨年は確か2回やったのですが、委員長が来られた時は5名で、その次か前にやった時は8名で、ご存知のように狭いので、10名が限界ですので、刀という関係で、10名が限界なのですが、そのあたり、ホームページ等でも周知していきたいと思います。

○委員長

たまたま刀工という方が東北から都城にみえて、ここでこういうものが作られたというのは、その後、歴史資料館で解説を伺ったのですが、それまで何回も展示は見ていたのですが、改めてそうなのだと、とても感動したことがあります、もったいない機会だったと思います。

○文化財課長

わかりました。周知に努めたいと思います。

○赤松委員

資料のご説明をいただきたいのですが、例えば、刀のところを見ると備前国住船祐定、91-9とか、和泉守国貞は、456（赤羽刀）とか、こういう（新）が書いてあったりとか、数字はどういう意味なのか。

○文化財課長

91-1と91-2というのは、うちの収蔵台帳の番号でございます。

○赤松委員

この456とは何ですか。

○文化財課長

うちの収蔵台帳の番号で、赤羽刀というのは、ご存知のように、第二次世界大戦終了後に米軍、GHQから刀を全部撤収されて、それをある時期に返そうという時期になりまして、うちが4振もらったものが赤羽刀なのです。

○赤松委員

（新）というのは、備前長船祐定というのは古刀だと思うのですが。

○文化財課長

668-3とありますように、新たに加わったもので、今回初めて出すというものです。

○赤松委員

そういう意味ですね。

○文化財課長

いない部分でした。申し訳ありませんでした。

○教育長

番号つけられても誰もわからなかったですね。

○委員長

お尋ねはよろしいでしょうか。

それでは、報告第121号と第122号を承認させていただきます。

【議案第43号～第44号、第47号】

○委員長

教育部長より、議案第43号～第44号並びに第47号のご説明お願いいたします。

○教育部長

議案第43号は、都城市山之口運動公園ほか1施設の指定管理者について、候補となる団体を公募により募集したところ、2団体の応募があり、昨年12月に開催されました選定委員会により、特定非営利活動法人高城スポーツクラブが選定されました。なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、平成30年3月議会で可決された場合は、同団体が指定管理者として本施設の管理運営にあたることとなります。

選定理由といたしましては、添付資料の5番目、選定結果の概要のところを見ていただきたいと思います。資料の2枚目の後ろになると思います。(3)に記載してあります選定理由の欄でございます。そちらのほうの中段でございますように、選定基準1 市民の平等な利用が確保されること。選定基準に事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること。選定基準の3 経済的な管理運営が図られ、経費配分が適正であること。選定基準の4 事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力、及び人的能力を有していること。選定基準5 その他、公の施設を管理させるにあたり、必要な基準について審査を行い、評価されたものでございます。

次の(4)の選定委員会における主な意見についてもご参照いただければと思っております。

続きまして、**議案第44号**は、都城市早水公園体育文化センターサブアリーナほか、3施設の指定管理者について、候補となる団体が非公募により、株式会社文化コーポレーションに選定されました。本件につきましても、選定された団体を指定管理者とする議案が、同様の3月議会で可決された場合については、同団体が指定管理者として本施設の管理運営にあたることとなります。

選定については、非公募としておりますが、当該施設は、既存の都城市早水公園体育文化センターに接続しており、一体的な施設利用が想定されております。

また、当該施設には、事務室がなく、既存施設を利用することになり、施設の管理運営面や人的配置の面から、既存施設の管理体制と切り離すことができないため、非公募により選定したものでございます。

続きまして、**議案第47号**は、都城市高崎総合公園ほか、1施設の指定管理について、平成28年12月20日に議決された議案第173号 公の施設の指定管理者の指定期間を2年から1年間に短縮するものでございます。本件は、指定管理者である高崎町星の郷総合産業株式会社が本年4月に合併することにより、新会社の都城ぼんち地域振興株式会社に移行し、指定管理者として選定されることになるものでございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長

ありがとうございました。

それでは、今の3件の議案について説明をいただきましたが、お尋ねがありましたらどうぞ。

○濱田委員

議案第47号なのですが、合併等によりと説明いただいたのですけれども、実際にどこどこが合併するのでしょうか。星の郷総合産業株式会社はもともと単独の会社ですよね。

○教育部長

今現在、総合政策部で温泉の4施設の株式会社の合併を予定しております。温泉の各4つ、青井岳温泉株式会社、株式会社レイク観音、株式会社くえびこ山田、先ほどの星の郷総合産業株式会社の4社が各々に温泉管理運営を行っております。その中で、山田と高崎の体育施設については、2者の温泉施設が管理運営をさせている状況でございます。本年4月にこの4社が一つの会社になって、管理運営をする予定にしております。この議案については、別途、総合政策部に出す予定でございますが、スポーツ振興関連の2施設について、その中でも高崎の運動公園については、今現在2年間ということ指定管理を設けているのですが、今回の合併により、1年間短縮して、今年の3月までで終わるということ期間訂正を行うものでございます。

以上です。

○委員長

よろしいでしょうか。お尋ねはないでしょうか。

○濱田委員

今の統合か合併か、4社が一つになるとおっしゃいましたけれども、いずれの株式会社が中心になるのですか。

○教育部長

今現在は4つの株式会社になっております。

本年4月に統合を予定しているところでございます。

○濱田委員

規模は、大きいのですか、小さいのですか。

○教育部長

各々の従業員数とか、資本金は違います。細かく言いますと、レイク観音といいまして、石山の観音さくらの里を運営している会社を本社をあそこに置くということで、一旦、株式レイク観音を存続させて、こちらに統合して、社名を新たに変えるということと予定しているとお聞きしております。

○濱田委員

高崎町星の郷総合産業株式会社は統合後の名前ですか。

○教育部長

今現在がこの名前なので、先ほど申し上げました都城ぼんち地域振興株式会社というのが4月1日から発足する予定でございます。

○委員長

ほかにお尋ねはありませんでしょうか。

それでは、議案第43、44、47号を決定させていただきます。

【報告第118号～第120号、議案第42号】

○委員長

報告第118号～第120号及び議案第42号を生涯学習課長よりお願いいたします。

○生涯学習課長

それでは、報告第118号、平成30年都城市成人式のアンケート結果についてご説明いたします。今年は、1月3日開催が4地区、1月4日開催が9地区、1月5日開催が2地区で、合計15地区で行ったアンケート調査の結果がまとまったところでございます。1月2日に開催された泉ヶ丘附属中学校と1月6日開催されましたきりしま支援学校については実施しておりません。

それでは、添付資料の成人式アンケート結果をご覧ください。本年度の新成人の出席状況につきましては、対象者1,999名に対しまして1,425名が出席し、約71.2%の出席率だったところでございます。ただし、市内中学卒業生を対象者に対しましては、85.4%の出席率だったところでございます。アンケ

ート結果の回答者率は低く25%でした。

成人式に関するアンケートは資料に添付しております。設問内容は、開催日時、地区別開催について、新成人についての質問等です。

それでは、4ページ、アンケート結果検証をご覧ください。

開催日時につきましては、アンケートの回答者の8割以上の方が良かったと評価しております。地区別開催につきましては、8割以上の方が良いと思っております、地域の方や家族、恩師の先生方にお祝いされる地域別開催のスタイルが定着していることが伺えます。総括といたしまして、平成19年度から実施しています成人式の地区別開催は今回で11回目を迎えます。開催日時や地域別開催につきましては、新成人、家族、地域を含めたおおむね8割以上の方が理解されている状況がみられ、定着していると考えます。今後とも、現行の実施方法での開催が妥当であると考えております。

自由意見についてもご覧ください。

次に、報告第119号、都城市教育委員会社会教育功労者等表彰選考結果について、ご説明いたします。

報告の経緯をご覧ください。これは、市の社会教育振興に寄与して、その業績が顕著である者を表彰することを趣旨として、昭和46年度より表彰要項を制定しております。今回で47回目を迎えます。本年度は、個人6名の推薦があり、1月18日に選考会を開催し、選考した結果、推薦のあった6名のうち4名、西山ソエ子氏、根井勝泰氏、鶴田輝夫氏、原口善一氏について表彰することを決定されたものです。

なお、選考会は、教育長、教育部長のほか、各総合支所の地域振興課長と生涯学習課長の7名で構成しております。今後、受章者につきましては、3月10日の都城市社会教育振興大会におきまして、表彰するものでございます。

それでは次に、報告第120号、平成29年度都城市社会教育振興大会開催要項の制定についてご説明いたします。

開催要項をご覧ください。

要項にありますとおり、市民一人ひとりが生涯学習の理解を深め、市内のそれぞれの社会教育関係団体等の社会教育活動を通じて、地域づくり、まちづくりに取り組む意識を高めることを目的に、市社会教育関係団体連絡協議会との主催で、毎年度要項を定め、開催するものでございます。本年度は、3月10日の土曜日、午後1時半からウエルネス交流プラザで開催いたします。大会の内容としましては、市の社会教育功労者の表彰の後、事例発表、パネルディスカッションを行う予定です。事前発表につきましては、「今こそ壮年の力で地域を盛り上げよう」という演題で、都城市壮年団体連絡協議会理事の岡留トヨヒサ氏に発表していただく予定です。また、パネルディスカッションにつきましては、「活力ある地域づくりの総合連携」というテーマで、市内で活動されている各団体関係者、中原委員にもパネリストとしてご参加いただくことになっておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは最後に、議案第42号 都城市公民館条例の一部改正についてご説明いたします。

お手元の資料1、都城市公民館条例の一部改正する条例資料1ということで、ございますでしょうか。制定理由といたしましては、現在、建設中の祝吉地区公民館が平成30年10月より供用開始することに伴い、新しい施設の部屋面積区分に基づく使用料の設定に沿って、条例の一部を改正する条例を制定するものでございます。表1、公民館使用料基準を掲載しております。

今回の条例改正につきましては、表2の祝吉地区公民館各部屋の面積及び使用料をご覧ください。祝吉地区公民館につきましては、ステージの段差を30センチと低くしまして、踊りの練習やヨガ等で単独でも使用できる仕様となっております。そこで今回、単独で使用する際の使用料を記載しております。また、多目的室を連続で使用する際、ステージの使用がない場合と、ある場合において記載しております。

なお、都城市公民館条例の一部を改正する新旧対照表、それから、資料2につきましては、平面図を掲載しております。

資料3につきましては、今後のスケジュールについて掲載しております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長

ありがとうございました。お尋ねをお願いいたします。

アンケートの中で、4日開催について、困ったという答えのところ、大学の授業と重なったというのがあるのですけれども、大学の授業は何日から始まるのでしょうか。

○生涯学習課長

私も今、詳しく把握していないのですけれども、学校によって、5日から始まったりとか、そういうこともあるかと思えます。

○委員長

早いんですね。

○生涯学習課長

補足なのですけれども、開催日時につきましては、新成人、地区の公民館長さんとか、実行委員になっていらっしゃる方が開催日時を決定されるものですから、地域に任せている状況でございます。

○濱田委員

今、中学校も小規模校がありますよね。そういうところはどういうふうにするのですか。

○生涯学習課長

今、西岳地区におきましては、西岳中学校と夏尾中学校と合同でやっております。ただし、来年度は一桁になる予定なのですが、平成32年が何人という形で、小規模校につきましては、今後、どういう形がいいかというのを検討していくことで、課内で検討しております。

○濱田委員

意見、アンケートの2ページ目の下のほうなのですけれども、中学校に在籍していなかった人の行き場がないというのは、それは小学校の時にその地区にいたけれども、中学校でどこかに転校しているとか、そういう子たちがまた戻ってきて、成人式をするときに、中学校の友達もよくわからなくなって、行き場がないということには配慮が必要と思えます。

○生涯学習課長

そういうことで書いたかどうかはわからないのですけれども、ただ、対象者というのが中学校の卒業生でもあるのですが、県内かどこかに別な中学校に行かれて、都城市に住民票があれば可能なのです。宮崎市でも、地区別地域別開催をやっていますので、よくわからないのですけれども、ただ、泉ヶ丘にかんしましては、今年から学校のほうで実施してくれということで、保護者の方の要望があって、今年から実施しております。また、外からの転入者等も参加している可能性があり、その配慮もするよう実効委員には伝えようと思えます。

○委員長

よろしいでしょうか。

それでは、お尋ねがないようですので、報告第118号、119号、120号を承認させていただきまして、議案第42号を決定させていただきます。

【報告第117号、第124号、議案第40～第41号】

○委員長

報告第117号及び第124号、議案第40～第41号を学校教育課長よりご説明をお願いいたします。

○学校教育課長

報告第117号からでございます。平成29年度の都城市教育委員会精励賞選考結果についてでございます。では、資料のほうをご覧ください。

まず、概要をお示ししたいと思いますので、資料の一番最後の8ページをご覧ください。

ようか。善行部門、個人・団体21名と24、合計45、文化部門、個人5名、団体8、合計13、トータルしますと58の精励賞を今回、用意することになります。

なお、昨年度までありました体育部門は、スポーツ振興課が持っておりますので、そちらのほうは割愛させていただきます。

大変申し訳ございませんが、一つ訂正がございます。精励賞の表彰者一覧12番の団体ですが、善行の団体でございます。乙房小学校6年生の福野さんが代表になっていたのですが、この日用事が入っているということでございまして、松永桃花さんに変更いたします。マツは普通の松で、ナガが永のほうです。モモは食べる桃に、花、松永桃花さんに変更になります。

以上でございます。

続きまして、**報告第124号**でございます。先ほども申しましたけれども、平成30年度都城市小中一貫学力向上指定研究学校の指定についてでございます。指定は、来年4月1日から平成31年3月31日でございます。先ほど申しましたように、小松原地区、妻ヶ丘中学校区、五十市中学校区、志和池中学校区と白雲中学校、それから、中郷中学校区、山田中学校区の6地区でのコアティーチャーを決めまして、進めていきたいと思っております。

開けて資料としましては、要項ともう一つ資料を付けておりました。3ヶ年の事業でございますので、2年間が決まりましたら、横向きの資料…、説明だけさせていただきます。もう2ヶ年が確定しておりますので、今年決まりましたので、最後のところは自動的に、指定校は決まってしまう。また来年度お示ししますが、あと残っているところが、有水小中学校、西中学校区、姫城中学校、庄内中学校、西岳中学校、そして、夏尾中学校が残っているところでございます。

では続きまして、**議案第40号**でございます。都城市就学援助規則の一部改定についてでございます。

改定の理由がございます。平成30年度の新就学児童・生徒に対し、入学前に新入学児童・生徒学用品費を支給することを検討しております。これに伴い、就学援助の対象に入学予定者の保護者に加え、入学前支給ができるように改定するものでございます。これ以下のところは、後で説明させていただきますので、1ページをお開きになっていただいて、改定前、改定後の新旧表をお出しください。

今までは、入学し終わった子どもさんだけでしたので、並びに入学予定者の保護者に対し、この入学予定者という言葉が合計7項目入れることになりました。そして、一つですけれども、第8条の3 この3が増えたところでございます。読ませさせていただきます。

3、前項本文の規定に関わらず、受給者のうち、入学予定者に係る就学援助を支給する期間は、委員会が前条第1項の規定による認定をした日から、次年度の末日までとする。つまり1年以上ありますということでございます。途中でまた申し込まれたときには、その都度お支払いしますということです。

ただし、入学前に支給する就学援助は、第4条第1項第6号に指定する費目に限る。この費目につきましては、先ほど申しましたように、新入学児童・生徒学用品費となっているところでございます。

では戻っていただきまして、その他の改定でございます。単価改定も行います。単価改定につきましては、内規で行うものですので、この規則には入っておりません。では、読ませさせていただきます。

単価改正について。

平成29年度に国の要保護児童・生徒補助費・援助費補助金要項、ここで単価が決まっておりますけれども、これが下記のとおり改正されたことに伴い、内規の改定を行うものです。本市の就学援助、準要保護の支給単価は、国の要保護児童・生徒援助費補助金の単価を準用しております。平成30年度の入学前支給から、同様の単価改正を行います。表をご覧ください。

小学校の場合で、今まで20,470円だったところを40,600円、中学校の子どもさんたちは、23550円だったところを47,400円と増額をします。

続きまして、**議案第41号**でございます。都城市小中学校適正配置方針の改定についてでございます。

適正配置方針は、平成20年度に定めたものがございまして、その後、学校及び児童・生徒を取り巻く環

境は大変変化しており、それらの状況を踏まえた方針に改定をさせていただきたいと思ひまして、お出ししております。

では、1ページめくっていただきまして、基本方針の考え方の新旧対象になるような形で作ってまいりました。現在の基本方針というのは、小学校、中学校ともに、適正規模の基準を設けておりまして、その基準を満たさない場合は、統合等の方策を行うこととするということでございます。その基準と言いますのは、下の段に書いてあります。小学校が単独存続の基準として、学級が3学級以上ある場合には、学校を単独で存続させると言い切っております。2番目に、基準を満たせない場合の配置の基準なのですが、基準を満たせない状況になった場合は、本5年間を見通して、学校存続基準は3学級以上に戻り、その状態の継続が予想される場合は継続とする。以後5年間を見通しと書いてあります。中学校も準じてありますが、そうなりますと学級数が3学級で切ってしまう状況です。前々回でしたか、教育委員会の中で、学級数ではなく学級の中をしっかりと見るようにできないかというようなお話がありました。

そこで、改定後の考え方でございます。まずは、基本方針でございますが、基本的な考え方でございますが、学校での取り組みと与えられた環境での児童・生徒の実態を知るための機会として、地域住民に対して、学校開放などを実施する。地区住民が児童・生徒の実態を把握した上で、統廃合及び小中一貫校の発意があった際に、検討を開始する。統廃合及び小中一貫校設置の検討を行う際には、全小中学校に設置され、保護者・地域の代表で構成されている学校運営協議会の機能を活用すると置き換えました。

そして、適正配置の基準について、改定後の基本方針ですが、小中学校に単独存続の基準を設けた場合、学級数は基準を満たしているが、1学級の児童・生徒数が少ない地域住民により、統合の発意があった際に、統合に向け検討ができないこととなります。よって、単独存続の基準は設けません。また、現在、小中一貫の配置方針は、中学校が単独存続できない場合の方策として定めていました。今回、小中学校ともに単独存続の基準は設けないため、地区住民が小中一貫校の設置を望む場合は、学校の規模に関係なく、検討を開始する。ただし、小中一貫校のために、新たな校舎等の建築等は実施しないため、小中一貫校の設置基準は定めますということにしました。つまり、地区民に多く学校を開いていただき、現状を理解していただき、その中から統廃合のご意見をいただくという形に変えております。

続きまして、次のページでございますが、その小中一貫校の設置基準でございますが、今までは、小学校と中学校が併設されていること。また、ごく近隣に設置されていることということが1番にありました。2番目には、小学校、中学校の児童・生徒数の合計が20名程度以上になり、集団性が保持されること。これは、この当時、四家小中学校の統廃合と笛水小中学校の一貫校の設置がございましたので、それにピンポイントをあてて、これを作っているのではないかと考えております。

というのは、20名程度以上になりというこの20名がどこから出てきたのかということが定かでありませぬし、ちょうどその当時の笛水小中学校が20名以上になる数は保っていいということになっておりました。

続きまして、3番、男女比、各学年の人数などにバランスがとれており、人間形成、社会性の発達の面から、教育的効果が期待できること。これにつきましても、人数のバランスとかいうことを条件にすれば、地区民から発意があった時に、これがネックになって小中一貫になれないという可能性が出てきます。

4番は、既存の施設をそのまま活用することを原則とするということで、今回、この1番と4番だけを残し、2番、3番を削除するという形で考えたところでございます。

それ以降にありますのは、そのことを答申から受けまして、そのことを議論づけることに至った経緯、その他でございます。

以上でございます。

○委員長

ありがとうございました。

大きい内容ですけれども、お尋ねはありましたらお願いします。

○濱田委員

小規模校の統廃合は、地域住民の発意によって、教育委員会が初めて検討に入るということですので、その場合、地域住民というのは書いてあるのかもしれませんが、どのレベルとなりますか。

○学校教育課長

申し訳ございません、説明が足りませんでした。

資料の平成29年から平成34年までの各学校の予想人数が書いてある次の資料2でございます。学校統廃合についてという横書きの大きなプレゼンのデータがあると思いますが、ここをご覧になっていただきますと、先ほど申しました学校運営協議会というのは、学校運営そのものを意見できる立場のものでございます。ですので、この中に、例えば、地区民の公民館長とか、まち協の方々とかが入っていらっしゃいます。もちろんPTAも入っていらっしゃいますし、ここが一番中心になっていただかないといけないと思っています。こういうような適正規模に関して検討する場というところも担っていただけているところだと思います。

○濱田委員

町長がというのはないのですか。町長は別という感じですか。

○学校教育課長

はい。

さらにもう1点だけよろしいでしょうか。

今お開けになっていらっしゃる資料2の前のページ、平成34年度の学校の様子でございます。そこで注目していただきたい点がございます。笛水中学校でございます。笛水中学校はこの年、3年生が3名、そして、次の年、小学校6年生が何とない状況でございます。ということは、これはもう自動的に学校が成り立たない。生徒がいない学校になってしまう可能性があるということです。ただし、笛水は特任校でございますので、他の地区から引っ張ってくることも可能ですので、そこは色々の方策を立てていかなければいけないと思います。

あと2校、ご紹介いたします。

夏尾中学校、夏尾小学校でございます。夏尾中学校は、この年の3年生までは10名の人数を確保しているのですが、そのあと、急激に減ります。次の年は3年生が4名、2年生がゼロ、そして、1年生が1名というような学校になっていく。やはりそういうような姿を地区民が見た時、発意が起こってくるのではないかなと思うところです。もう1校、小学校で吉之元小学校でございます。この年10名の全校生徒という形になります。新入学生がついに途切れるのが平成35年度という形になると思っております。

付け加えをさせていただきました。

○委員長

そうしますと、今まで問題として上がってくる学校運営協議会なのですが、失礼なお尋ねですが、小規模校のところでもこういった協議会が機能して、発議されるような体制が整っているのでしょうか。

○学校教育課長

小さな学校でも、保護者の数がかかなり限定されております。しかしながら、地区の方々是非常に熱い思いを持って、特に、吉之元や笛水あたりは、何とかして存続したいというお気持ちでいらっしゃいます。その中で、どうやれば子どもたちの学びが豊かになれるかということで、大規模校との交流とか、小さい学校同士で交流するとかいう方策はとっているところです。

○委員長

学校運営協議会の充実を期待しているところです。

ほかにありませんでしょうか。

○中原委員

報告第117号 最後の表に、学校別推薦研究一覧表というのがあるのですがけれども、最後の学校経営の

計にゼロという学校が幾つかありますけれども、これは、推薦が上がらなかった学校ということでよろしいのですか。

○学校教育課長

ゼロと出てきたところにつきましては、こちらから逆に、もう一度確かめて、そしてゼロでよろしいのですかというお話をしました。この子を選んでしまうと、この子というような学校の中でも色々あったみたいでございまして、全くないわけではないのですけれども、そういうところで、前年度もらっているお子さんが、もちろん、よく頑張っているお子さんなのですが、そういうようなところでご辞退されているようです。

○中原委員

統廃合のところで、議案第41号ですけれども、先ほどの小中一貫校設置についての図を見ると、結局これを学校運営協議会のほうから発意されて、統廃合になると思うのですが、最後に教育委員会で検討を開始する、存続と図っていきませんが、最終的な検討会等々は組まれると思うのですけれども、最終決定というのは議会にあるのですか。

○学校教育課長

最終決定といいますのは、昨年、御池小学校が休校になっておりますけれども、そこに至るまでは、かなりの話し合いを進めてまいりました。例えば、子どもたちの輸送手段、スクールバスを出してくれとか、色々な思いがあったり、学童用のタクシーをとというような、やはり、予算もありますので、そのところはすり合わせていきながら、両方が納得できるような形での統廃合という形になると思います。ですので、教育委員会としましては、メリットやデメリットをちゃんと説明をして、判断材料をきちんと手元にお渡しする。その判断材料をもとに、ここでは、一旦学校を閉じたほうがいいというご意見があれば、どのような閉じ方をすればいいのかということをしきりと話し合いをしていくという形になります。

ちなみに、御池小学校の場合には、6回大きな会合をしました。それ以外にも、電話連絡等で常にPTA会長や校長先生とお話し合いをしまして、少しずつしか進まなかったのですけれども、最終的には検討して、休校という形になりました。

○中原委員

最終的な判断というのは教育委員会で。

○学校教育課長

そして、議会のほうに理解を求めるという形になります。

○中原委員

となりますと、こういう数字が出て、平成34年度までが大体わかっていて、懸念される学校等とか、既に判明しているのであれば、それだけ時間と手間暇をかけて検討しないことであるとするならば、少しずつ始めてもいいのかなと、今、ちょっと感じたところでもありました。

○学校教育課長

確かに言われるとおりで、今、県内で言いますと西門川というところが統廃合をすることになりました。これは、来年度に閉じます。これは決定したのは3年前です。そこから徐々に、西門川はまだ人数が沢山いるのですが、車の便もいいことから、スクールバスを出せば門川小中学校に通えると判断されて、3年ぐらいかけていますので、都城市としましても、そのぐらいの年月をかけながらやっていかないといけないかなと思っております。

○赤松委員

西門川は地理的な条件から極めて水害の起こりやすいところで、そういう地域性もあって、地域の方がお考えになったのでしょうかね。

○学校教育課長

そのとおりです。

○赤松委員

この適正配置のお考えについて読ませていただいて、地域住民の考え方を十分に、あるいは学校運営協議会の意見を活かしながら慎重に進めていく方向がよくわかりますし、新しい規定の改定についても、より地域の人やその時代にあった形で改善していこうとお考えになっていることがよく伝わってまいりました。今後のことについても、先を随分見ていらっしゃるし、平成34年と29年を比べると、小学校などは477名の数が減って、学級数が20学級、そういうところもしっかりご覧になって計画を進めようとしておられ、大変適正ではないかと思うのですが、お聞きしていて、タイトルがちょっと気になるのが、都城市小中学校適正改善方針の基本方針について、この適正配置というこれだけの文言を読むと、極めて大規模のことも視野に入れながら、すべての適正配置をお考えになっているように、このタイトルからは読み取れます。内容の説明をお聞きすると、極めて小規模化された学校にターゲットを当てられているということであれば、私の感想としては、児童・生徒数減少に伴うという言葉が前にあるほうがこの適正配置の方針がどういうことなのかというのがはっきり読み取れるのではないかと思っ、私はそのように感じました。タイトルについて、そのへんはどのようにお考えになっていらっしゃいますか。

○学校教育課長

実は、平成20年に作られた適正方針がそのタイトルを使っておりまして、それで方針案とかすべてこのタイトルでございました。ただし、今、赤松委員が言われるように、逆に大規模化している学校もございます。そちらと分けて考えたほうがよろしいような気がいたしますので、その点につきましては検討をさせていただけないでしょうか。

○赤松委員

そうしてほしいというのではなくて、これを読んだ時にそのように感じますという感想ですから、また検討して下さるとありがたいです。

○委員長

ついでお尋ねしますけれども、逆の大規模校で分けるということができているという例もあるのですか。具体的ではないですけれども、将来的に大規模校の適正規模を考えないといけないという問題も今あるのでしょうか。

○学校教育課長

そうですね、一つは環境の問題だと思います。どういう環境かと申しますと、運動場の広さ、グラウンドの広さ、そして、体育館、全員が集まって集会ができるかどうかとか、そういうような規模もあると思いますが、今のところ、全員が入らないというような学校は存在しません。ただし、西小学校、祝吉小学校など、学級そのものの数が足りなくなって、プレハブで対応しているところもあります。将来的にいきますと、全体を見通しますと、増えはしますけれども、そこまで爆発的には増えない。かつて、五十市小学校、五十市中学校が1,200人いた時期があります。そして、明和小学校に分かれたり、西中学校に分かれたりしておりますけれども、そこまではないと思っております。

○委員長

分かりました。

お尋ねについていかがでしょうか。

○教育長

先ほどの皆さんの質問で、適正規模といった時の大きいほうの適正規模というか、議論の対象には今、なっていないということで、逆に言うと、明和が減っていく時に、また五十市小学校を少し小さくして明和小学校のほうに行ってもらおうようなことも考えるという意味では、上のほうの適正規模、上という言い方はおかしいですが、それは今後検討していく必要があるかもしれませんね。

○学校教育課長

校区の問題もその一つです。

○教育長

その辺はまだ手つかずであるのは確かだから、文部科学省の水準の適正という問題ではなく、都城市自身の将来計画の中での適正規模という考え方をどこかで作っていかなければならないことは確かだと思います。

○赤松委員

一つ、別件でお尋ねいたします。

議案第40号の入学予定者に関わる新たな改正とか、入学者全員に支給することは大変時宜を得ているとは思いますが、読んでいて、何て書いてあるのだろうと思ったことがあります。新旧対照表の援助の対象者の2条の(1)(2)が改正前も改正後も略と書いてあるのです。これを読んでいくと、特別の理由があると認められる者で、次の各号のいずれかに該当すると、どんな規定なのだろうと思ってお尋ねしたいと思えます。

○学校教育課長

第2条の(1)(2)ですね。

では、申し上げます。第2条の(1)でございますが、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者、(2)委員会が別に定める基準に基づき、要保護者に準ずる程度に困窮していると認めた者。まず、(1)でございますけれども、生活保護法がございまして、この計算式を入れるのですけれども、この収入でこういう世帯であると、大体、いわゆる、いっぱいいっぱいであるところあたりから、どのくらい収入が下れば保護家庭とするかというのがあります。生活保護法につきましては、ぎりぎりやっているところは見ません。ところが、委員会が定める準要保護はぎりぎりのところはすくっております。そういうような2つの対象者を持っているということでございます。

○赤松委員

特に中身に対してどうこうというわけではありません。(1)(2)はどんな中身だったのかわからなかったからお尋ねしただけです。

○赤松委員

精励賞の数は昨年と比べた数とか、過去4、5年の数とか手元に資料がありますか。

○学校教育課長

今手元にありませんが、体育部門が減っておりますので、かなりの数で減っております。

○赤松委員

それから、先ほど中原委員がおっしゃった、私も数えてみたら、小学校で10校、中学校で1校、全然該当者がいないというのがちょっと気になりました。

○委員長

よろしいでしょうか。

それでは、報告第117号、124号を承認させていただきまして、議案第40、41号を決定させていただきます。

【議案第38号】

○委員長

議案第38号を教育総務課長よりお願いいたします。

○教育総務課長

それでは、議案第38号、第二次都城市文化振興計画策定についてご説明申し上げます。

1月、定例教育委員会において、文化芸術基本法第7条の2第2項の規定に基づき、第二次都城市文化振興計画策定にあたって、都城市長より、教育委員会に意見を求められたことを受け、ご審議いただいたものです。今回の定例教育委員会においては、教育委員の皆様からのご意見とパブリックコメントに提出された

意見等を合わせて、この計画に反映されたものが提出されましたので、ご覧いただくものです。詳しい内容につきましては、担当課でありますコミュニティ文化課の東課長と文化振興担当の鈴木主事がおりますので、お尋ね申し上げます。よろしく申し上げます。

○コミュニティ文化課長

よろしく申し上げます。

それでは、第二次文化振興計画につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、最初に12月5日から1月9日までの30日間、パブリックコメントを実施いたしました。その結果、修正箇所が1ヶ所生じましたけれども、計画自体、全体の方向性を変える意見はございませんでしたので、その旨を先にお伝えしておきます。

それでは、個別につきましてご説明させていただきます。

前回の定例教育委員会でいただきました修正意見による修正箇所について、まず、説明をさせていただきたいと思っております。

お手元に、第二次都城市文化振興計画案の修正点という一枚紙があるかと思いますが、そちらのほうに沿って、説明をさせていただきます。

まず、左側にページというところが打ってありますところに、番号がふってありますが、そこを見ながら、説明をさせていただきます。

まず、1番の文言の修正という箇所につきましては、赤松先生のほうからご指摘いただいたもので、文化振興計画の1ページの中段以降の記述の修正と文言の追加を行っております。具体的に申し上げますと、ちょうど中ほどに、「青少年の人間形成にも大きな影響を与えています」というところがあるかと思いますが、そこが、前回の時は、「与えていきます」という表現だったのを修正しております。それから、2行後の「人々の暮らしに潤いを与えています」というところが、前回の場合「与えます」となっておりましたので、こちらも修正をしております。その次に、「そのような中」というのを追加しております。

続きまして、その段落の一番最後ですけれども、「第一次都城市文化振興計画を策定しました」と修正をしておりますが、前回の時は「策定されました」という表現でしたので、修正をさせていただきました。

次の行の最後のところなのですが、「実施計画を策定するとともに」と修正をしております。ここにつきましては、「策定し」と終わっておりますけれども、修正をさせていただきました。

次の行の中ほどになるのですが、「各実施計画の」という言葉を追加させていただいております。

次の行の「客観的に」という言葉を追加しまして、「評価を受けながら」というところを修正しております。前回は「評価していただき」という表現でしたので、そこを修正しております。

次の行の一番冒頭ですが、「今回それらの」という言葉を追加しております。

次に、一覧表の19にあたりますけれども、10ページから14ページにかけて、10ページの下の方の「3施策の方向」というところが、前回の時は「施策の方向性」でしたので、修正を行っております。

10ページから14ページまでの各施策の方向の番号が、すべてを通し番号でしておりましたけれども、基本目標ごとの通し番号に修正をしております。17ページから19ページが前回の教育委員会では、主な関連施策の内容を掲げておりましたけれども、その部分につきまして、庁議におきまして、細かな事業については掲載は不要という意見がありましたので、削除をしまして、その部分のKPI基準値につきましては、15ページに主なものを掲載しております。その中で、下から四段目にありますKPIですけれども、アウトリーチにつきまして、教育長と教育部長のほうからご指摘がありました算定方法につきまして修正を行い、基準値、それから目標値を修正させていただいております。

次に、赤松先生のほうから重要業績評価指標、それから基準値、目標値についてご質問をいただいております。KPIにつきましては、意味ですけれども、達成すべき目標、この本計画におきまして実現すべき施策の方向に対して、どれだけ進捗が図られたかを明確にする指標ということで、考えていただければと思います。基準値につきましては、記載()で2015とか書いてありますが、その年度の実績値になり

ます。目標値につきましては、同じく確固書きで書かれている年におきます目標値を掲載しております。

先ほど申しあげました削除しました17ページから19ページに掲げておりました主な関連施策につきましては、今後、毎年度策定をしていきます実施計画の中で再度検討をさせていただくことしております。

また、小西先生のほうからご質問いただいております件ですが、「都城の歴史と人物」の中学校での活用につきましては、先ほど申しあげました実施計画の中で、文化財課で対応を検討していただくように依頼をしようと思っております。

また、濱田先生のほうからいただいた意見につきまして、現在も民俗芸能のデータをデジタルで保存をしてはどうかというご意見ですけれども、現在も69の民俗芸能団体がありますが、そのすべてをDVDで撮影をして、保存しております。毎年、民俗芸能祭を開催しますので、その様子も映像として記録をして、残していきたいと考えております。

次に、パブリックコメントで修正をした箇所について、ご説明いたします。

先ほどお配りした提出された意見とそれに対する市の考え方というものが修正をさせていただきました意見になります。

修正した箇所につきましては、3ヶ所ございます。

まず、7ページの下から5行目になります。「さらには近年のグローバル化の進展に伴い、市民が海外の芸術文化に触れる機会も増えてきているため、国際理解及び多文化共生への取り組みも必要となっております」という文言を追加させていただいております。

次に、13ページの①文化交流の活性化の3行目に、「近年のグローバル化の進展に伴い、海外の文化に触れる機会も増えていきます」というのを追加しまして、下から2行目に、「多文化共生の推進に」という言葉を追加しております。

次に、15ページの計画の体系の下から3番目の施策概要に、3つ目としまして、多文化共生への取り組みを追加しております。

以上が、パブリックコメントでの追加修正の部分です。それ以外に、事務局で修正をしてみました部分が、第二次文化振興計画案の修正点というところで、「意見提出者」というところに「事務局」と書かれている部分が事務局で修正を行ったところにもなります。

ほとんどが文言の間違い等の修正になっております。ですので、今回は、説明を省略させていただきます。

以上が、前回の定例教育委員会以降に修正等を行った部分になりますので、よろしく願いいたします。

○委員長

ただいま説明いただきましたが、さらにお尋ねがありましたらお願いいたします。

○教育長

今の点に対してですか、それとも、別のことを言ってもいいのですか。

○委員長

関連性のことですか。

○教育長

15ページ一番下の、市内にある説明板とか、標柱の数を書いてあるではないですか。市内にある説明板とか、標柱の数はどれくらいなのか。

○コミュニティ文化課長

すべての数ですか。そちらについては把握しておりません。

○教育長

でも基準値が4件とか、目標値が6件とか書いてあるでしょう。4とか、6という数字はどこから出るのでか。

○コミュニティ文化課長

1年間で整備をしていく数ということです。

○教育長

それはもう決めているわけですか。4件ずつ整備していくわけですか。

○コミュニティ文化課長

15年ですから、平成27年が4件立てた。2021年には6件まで増やしたいということです。

○教育長

1年間に整備する目標値を4件から6件に増やすということですか。全体数が分からないから、いつになったら達成するのかどうか、見えないのです。4件と決められた目標とかあるのですか。

○コミュニティ文化課長

文化財課のほうでみていますので、私たちは把握していないところなのですけれども。

○教育長

そうなってくると、更新と追加とか、ややこしいから。例えば、更新ということで、新しく発見した部分の4件ずつという意味ではないですよ。

○コミュニティ文化課長

古くなったものを立て替えるということです。

○教育長

文化財課が考えている更新計画が全体計画なのかということがわからないわけです。どれくらい標柱があって、どれくらい説明板があって、そして、4件という根拠が。今立っているものが古くなっていく割合の問題なのか、また、予算の問題なのか。4から6にするという意味もちょっとわからないのだけれども。2021年には6件に増やしますというのが、目標値になるのか。その辺が、担当者でない人に聞いても分からないかもしれないけれども、ちょっと最後のものの意味がよくわからない。

○委員長

その件は今、お尋ねになって。

○教育部長

いずれにせよ、市内に残る史跡の説明板も載っていますから、それが4件の内容に勘違いしますね。表現が。だから、年間の説明板の整備件数とか。

○教育長

新しいものを作るのか、開発して新しいのを4件見つけますよとか、2021年には6件にするとか。

○教育部長

6件にしたいのは、古いまま悪いけれども、直せない部分があるので増やしていくという、希望的なものを含めたものだと思うのですが。

○教育長

その全体量が分からないことと。

○教育部長

KPIの説明の言葉も少し変えないといけませんね。

○教育長

ちょっと分からなくて。今読んでも、前、気が付けばよかったのだけれども。

○委員長

今、お答えがあると思いますので、ほかにお尋ねはございませんでしょうか。

ほかの項目は大体、今のところと性格が違うのですか、念のために。あとで、9項目についてはよろしいですか。

○教育長

9項目では、前に一度質問したのは、下から3番目のKPIの市民総合文化センターの第二次振興計画案の数がKPIに入っていて、左側に書いてあることは、多文化共生への取り組みであるとか書いてあるでは

ないですか。世代間交流とか、ネットワークづくりということが、その施策が達成したかどうかということを見るのに、KPIに書いてあることでいいのですかとそういう質問をしたのですけれども、この人数でそれが図れるのですかという話をちょっとしたのですが、これ以上質問はしません。前来た時にそういうお話をしたのです。そういうことで、ちょっと違うかなという、多文化共生というのは後で入ってきたものでもあるのですよね。

○コミュニティ文化課長

文化の国際化ということで。

○教育長

それが、この項目と施策概要とKPIがマッチしているのかなということで質問をしました。

○委員長

今、お答えがまいりますまでに、下から3行目の、直接、教育長とお話になった後のお考えを聞かせていただければと思います。

○コミュニティ文化課長

施策の概要に3つ掲げておりますが、文化施設団体、美術家等のネットワークづくり、それから、文化を通じた地域間、世代間交流の活性化、多文化共生への取り組みという3つの施策の概要を上げておりますが、その中の都城市総合文化祭の来場者数というは、2番目の文化を通じた地域間、世代間交流の活性化を主にターゲットとしたKPIになります。総合文化祭につきましては、都城市内の色々な地域から文化団体の方が参加されますし、年代についてもさまざまな年代の方が出演されますので、また、観覧するほうも色々な年代、それから、地域の方がご覧になるということで、個々の活性化が図れるかというのは測定する値として、総合文化祭の来場者というのが適当ではないかということで、設定をさせていただいているところです。

○委員長

今のお答えでよろしいですか。

○教育長

そこがちょっと気になって、ほかにいい指標があるかと言われると、私が代案を出せないで今は…、それ以上のことは申し上げます。

○濱田委員

多文化共生の取り組みというのは、海外の人たちとの関わりというか、そういうことでここに上げているわけですよね。都城市総合文化祭の来場者数の中に、海外の人たちがどのくらい入っているとか、そこに海外の人が何人入るとか、どれぐらいの割合で入るとか、そういうものだとこの指標にはなるかもしれない気がします。

○コミュニティ文化課長

多文化共生への取り組みのKPIについては、個別のKPIをまた別に設定をしますので、先々週ですか、ワールドフェスタというのが文化ホールで開催されましたので、海外の文化とかの紹介をするものの来場者とか、そういったものも多文化共生のところのKPIとしてはそれを持っていくことになるかなと思っております。

○濱田委員

それは総合文化祭の中で一つの催しとしてされているわけですか。

○教育部長

それは別で、この施策の概要の中の様々なものは実施計画の中で細かく謳いますけれども、ここには、その中の代表例として、KPIで一つだけ上げさせていただきますというような振興計画にしたということです。

○委員長

ということで、文化を通じた地域間、世代交流の活性化というのでここになっているのですね。

おっしゃったようなその中の一つみたいな。

そのことについてはよろしいでしょうか。

○教育総務課主幹

今、文化財課に聞いてきたのですが、標柱の全体の本数というのが、旧市内と合併した町で、どういったものを立てるかという基準が違わしくて、旧町が指定文化財じゃないものも標柱を立てているらしいので、実際の本数というのが、今現在立っている本数を把握できていないそうです。対処療法的に台風で倒れたとかそういう苦情があったところから、整備をしていて、それが今のところは予算的な問題もあって、4件なのですけれども、それだとなかなか足りないんで、ちょっと増やしたいということで6ということで、根拠はあまりないですけれども、今よりもちょっと増やしたいということだということです。

○教育長

要するに、修復とか、塗り替えですね。

○教育部長

新しいところを作っていくことではないということですね。

○教育長

そういうふうにしたいと。だから、予算がらみのことではないかなとして、それを指標として入れることができるのかどうか。そういう気がちょっとしました。

○教育部長

逆に史跡を発掘して行って、新しくということであれば前向きな振興計画ですけれども。修理ということであればちょっと。

○教育長

毎年の予算獲得をしますよという話の指標になってしまうと、ちょっと難しいなという感じがするので、そこは。

○教育部長

この項目をのせかえるような項目がほかにありそうですか。

○教育長

そういうものもありですかね。

○教育部長

情報発信だとか。

○コミュニティ文化課長

前回の教育委員会の時に上がってきたのは、個別の利用で、この文化財課の標柱の件と、もう一つが図書館の貸し出し冊数というのがあったのですが、貸し出し冊数のほうは人材の育成のところのKPIに対応しているんで、今のところ、これというのがないところではあります。

○教育長

冊数は、それなりに本が沢山あるから、借りればいいわけだから。そういう指標でいいのか、指標の説明を求められた時に、ちゃんと説明ができるようにしておかないと。

○教育部長

合併前団体と基準が違ったところをしっかりと整理した上で、新しいところについても史跡としてやっていくのもプラスしてありますよということも含めてというのを説明していただければ。今の数は変えないけれども、修理だけすると、そこに上げるにはふさわしくないんで。

○教育長

これは明日、庁議に出るのでしょうか。

○コミュニティ文化課長

2月23日の庁議です。

○教育長

それまでに、部長がおっしゃったことも含めて、もう一度、検討していただくほうが、出ないかもしれないけれども、ちょっと見た時に違和感があるなという感じがします。

○教育部長

KPIの言葉は少し修飾語がどこにかかるのかもわかりにくいので、しっかりしたもので話をした上で、後ろ盾がしっかり説明できればこれでいいということで、修正をさせます。

○委員長

今、部長がおっしゃったようなことをお願いいたします。この議案は一応、次回に施策概要の一番下の行のKPIを検討いただくようお願いいたします。

【報告第116号】

○委員長

報告第116号を教育総務課長よりお願いいたします。

○教育総務課長

報告第116号 専決処分した名義後援、共催について説明いたします。

1枚お開きください。名義後援、共催ともに、平成29年12月19日から本年1月19日までの集計としております。名義後援につきましては、合計で8件を承認しております。内訳につきましては、学校教育課関係1件、スポーツ関係2件、その他、教育総務課で受け付けた分5件となっております。

裏面をご覧ください。

次に、共催につきまして、報告いたします。共催は12件承認しております。内訳につきましては、学校教育課関係12件すべてになっております。

以上で報告を終わります。

○委員長

では、お尋ねはありませんでしょうか。

ピティナ・都城ステーションというピティナという団体ですか、これはよく聞くのですが、具体的にはどのような、ピアノ教室…。

○教育総務課長

ピアノの演奏と講評になります。

年間の主な活動としては、コンサート、セミナー、構成員としては12名。

○教育長

これは、市内のピアノの指導者で作っているのではないですか。

○教育総務課長

そうですね。

○委員長

わかりました。

一つの教室というわけではなくて、先生方が構成されている組織なのですね。よくわかりました。ありがとうございました。

ほかにお尋ねはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、報告第116号を承認させていただきます。

【報告第123号、議案第45号、第46号】

○委員長

報告第123号、議案第45号、第46号をご説明お願いします。

○図書館長

まず、**報告第123号** 第22回小学生読書感想文コンクールについての報告をさせていただきます。

今、皆さんのお手元にお配りしたのが、コンクールの文集でございます。コンクールの実施経過についてですが、本年度は応募を9月29日から11月14日、火曜日にいたしまして、応募状況は児童総数の全体の69%でございました。昨年度が応募71.5%でしたので、若干減っているのですが、平年並みの応募をいただいているところです。審査の経緯としては、中霧島小学校の校長先生、満行孝一先生を審査委員長に依頼いたしまして、あと、退職校長会の方から審査員を6人出していただきまして、一次審査をさせていただきました。そして、二次審査は、先ほど申し上げました満行校長先生を筆頭に、学校教育課の小野田指導主事、そして、退職校長会から、また、一次審査とは別の方を3名お出しいただきまして、審査をして決めたという経緯でございまして、12月12日に一次審査を、12月12日から21日の間に二次審査という形で進めさせていただきました。その結果は表にまとめておりますので、各学校の応募状況は、これを見ただけであればおわかりになると思います。

前年度の応募率とかもお出ししておりますので、応募総数が増えた学校、減った学校あると思いますが、一旦学校で一次審査の前の予備審査をしていただいております。全生徒をそのまま対象にされるのであれば、ある程度選抜して、感想文を書いていただいて、そこから絞るという作業をされている学校もあるようですので、そのあたりはもう学校の取り組みとしてお任せしているところでございます。ただ一応、学校賞をこちらで決める際に、どれだけ応募率があったかというのは一つの点数の要素とさせていただいているところです。

審査結果は、学校賞は6校と、個人賞48名を表にして報告させていただきますが、今回は最優秀賞が、今町小学校の6年生の中村ココネさんという方です。この方は、2年生の時にも全体の最優秀賞をとったことがあります。昨年は5年生でしたけれども、審査の段階では最優秀賞も検討の対象になった方として、非常に優秀な生徒さんです。読書感想文コンクールの審査員は、毎年、審査員の構成が変わりますので、そういったコンクールの性格上、実は連続受賞はなかなか難しい。審査員の見方、目線が変わってしまうという部分もあって、連続受賞は難しい傾向がございまして。そういった中で、6年間の中で2回最優秀賞をとるというのは、非常に珍しいケースです。大変、将来が楽しみなお子さんだとご報告させていただきます。

以上でまず、読書感想文コンクールの報告を終わらせていただきたいと思います。

質問はまとめてということによろしいですか。

では、**議案第45号** 都城市立図書館管理運営規則の改正について提案させていただきます。

めくっていただきまして、横長になっておりますが、改正前と改正後とを並べた形で示させていただきますので、ちょっと順を追って説明させていただきます。

まず、目次としまして、改正前のほうを見ていただくと第1章から第3章まで書いてあります。それから、第4章第1節、第2節 略と書いてありますが、略している部分は改正がない、そのままの条文だということですので、その後、第3節から第5節まで、条立てが変わっております。改正前ですと、第3節は27条までありますが、改正後、右のほうを見ていただきますと、第3節は26条までになっております。これは、20条を削除したためでございまして、すべて1条ずつ条ずれが起こっているところでございます。後ほど、20条を説明いたしますので、そこで触れさせていただきます。

このまま順を追っていただきますと、第4節、第5節の第31条までも、1条ずつ条ずれで、改正後は第30条までとなっております。改正前の第5節の下に一行空欄がありますが、右の改正後を見ていただきますと、ここに第5章として、指定管理者による管理としまして、第31条から第33条の3条を新設させていただきます。そして、改正前第5章だった補足が2つあります、32条、33条ありますが、改正後はこれが第6章と、章のずれが起こっております。

今、言いました第5章の指定管理者による管理というのは、基本的には、内容的には3条ありますが、開

館時間で1条、それから、休館日で1条、もう1条は読みかえ条項と言いまして、後ほどこれは詳しくご説明しますが、館長を指定管理者に読みかえるということでございます。

全体の構成のご説明が終わりましたので、また、1条ずつ詳しく説明いたします。

一個一個説明する前に、規則改正の全体的な考え方を申し上げますと、今、申し上げました指定管理者による3条、時間と休館が今回の規則改正の主な目的でございます。ただ、規則改正にあたって、これまで不要になった条項とかも一緒に見直そうということになりましたので、そういったものを削除したりしながら、しておりますので、ちょっと改正が多くなっていることをお断りしてさせていただいております。

まず、所掌事務でご説明しますと、(1)から(3)は変わりませんので略ですが、(4)配本所、所掌事務の中で配本所や自動車文庫、委託文庫及び貸し出し文庫に関することとあったのですが、配本所というのは今はもう長年置いておりません。それから、貸し出し文庫も規定が条例上なくなっておりますので、これにあわせて削除したものでございます。(5)は飛ばしまして、(6)の図書館で読書会や研究会、鑑賞会、映写会、資料展示等に関することを所掌事務とするとしていたのですが、これをまとめて以下、読書会というと確固書きしておいた割には、この後、読書会という表現が出てこないのです。今回はこれを改正しまして、読書会を研究会に包含するような意味合いにいたしまして、読書会という表現も削除しました。それから、鑑賞会や映写会というような細かい表現も、講演会という概念に包含すればよいということで、ここはちょっとシンプルにさせていただいております。所掌事務の中で表現をシンプルにさせていただいたところ

です。それから、第7条とか、(7)を飛ばしまして、(8)の図書館協議会に関すること、(9)の図書館の電子計算組織の運営管理に関すること、これは、基本的に、それぞれ行政が直営でやる業務と考えておりますので、今回は、指定管理を前提とした規則改正になりますので、ここの部分は削除させていただいております。これによって、条ずれが起こりまして、改正前の(8)は(6)、(10)は(8)になり、(11)は(9)になるということが起こっております。

そして、従来所掌事務になかった項目としまして、今回は(10)を設けました。これは、全各号に掲げるもののほか、図書館の目的達成のために必要な事務に関することを所掌事務で挙げております。これが今までなかったので、こういうものがないと、目的達成のために新たな事業をするということがなかなか難しくなりますので、設けさせていただいております。

第9条は、弁償に関する規定なのですが、改正後は、ただし、市長が情状によりやむを得ないと認めるときは、現物弁償または損害賠償の責任を軽減し、または免除することができるという条文を入れております。

図書館の本を借りて、なくした方には弁償を求めているのですが、やはり、色々な事情で、弁償が困難という方もいらっしゃると思います。その場合、実は、これまでも運用上減免をしていたのですけれども、その根拠の規則がなかったので、今回は設けさせていただいております。

次に、第10条ですけれども、図書館使用の館内料に関する規定、ここは、郷土資料やその他の館長が指定する資料を利用する者は、館内閲覧表を提出しなさいという条項です。現在の図書館が実は、1階に資料が並べてあるのですが、3階に自習室がございまして、ここで本を閲覧したいという人は、カウンターで届け出をしていただく仕組みがございました。というのが、一旦、一階の閲覧室から出て、ロビーとか階段を登って3階に行きますので、管理が行き届かないということで、いちいち観覧閲覧表を提出していただいていたのですが、新しい図書館は完全に密閉されていて、そこから本を持ち出すことができませんので、そういうこともございますので、貴重資料を利用する方だけに観覧閲覧表を出していただくということにいたしました。ですので、その貴重資料については、観覧閲覧表を出していただくのですが、それを館長が指定するのではなく、教育委員会が指定するという形にさせていただいております。図書館の図書資料は、購入の決定やその他、図書館担当課が行政として責任を負うという形をとりたいと思っておりますので、これについてどういふ本を観覧閲覧表が必要であるかというのは、図書館館長だけが決めるのではなく、教育委員会のほうで指定するという形にさせていただきたいと思いまして、ここは教育委員会と変えております。

第11条は、図書館資料の複写ですが、ここは図書館が所有する図書館資料という表現があったのですが、図書館が所有するというのを削除させていただいています。これは、図書館では、総合貸借と申しまして、国立国会図書館から本を借りて、それを館内で閲覧するという仕組みがございます。そして、閲覧だけではなくて、それを複写することも可能であります。ところが、国立国会図書館やそれ以外でも総合貸借の対象となる県立図書館の本は、都城市立図書館が所有する本ではありませんので、図書館が所有するという表現を削除させていただいております。

第12条は、マイクロフィルムの規定がございましたが、現在、マイクロフィルムのリーダープリンターが生産中止で、図書館に置いておりません。置いていないにもかかわらず規則上この表現がありましたので、今回、この機会をとらえまして、削除させていただいております。その代わり、複写に関しましては、コンピュータからプリンターに出力するものを複写の扱いにしておりますので、電子計算組織のプリンターという表現に変えさせていただいております。

この第3号は、コピーの料金です。一枚につき10円というのが改定前だったのですが、今回、カラーのコピー機を導入しましたので、カラーの複写料金の50円というのを追加させていただきました。

次に、旧20条、古いほうの20条は配本所に関する規定ですので、先ほどもお話ししましたように、配本所は今、ありませんので、削除させていただいております。

この後は、21条、22条ともに自動車文庫、移動図書館車の表現なのですが、移動図書館車が巡回するのに必要な事項を館長が定めるとありますが、これを教育委員会が定めるに変えさせていただいております。教育委員会の図書館の担当課が、この規則とは別に課で定める要項等で、何ヶ所巡回するとか、そういったものを定めていきますので、教育委員会がとさせていただきます。

第2項はそのままなのですが、改正前の22条になかった第3項を設けております。これは、委託文庫に関する必要な事項を教育委員会が定めるというものを新たに追加しました。委託文庫に関しての定めというのも、特に規則の中で細かくは謳っていませんので、別に教育委員会が定めるという規則を設けることで、担当課が要項等の内規で定めることができますので、設けさせていただいております。

23条も、視聴覚資料に関するものですが、館長を教育委員会に変えさせていただいております。その後もずっと、条ずれです。

旧29条は図書館資料の受領というものを削除させていただいております。ここは、主語が館長になっておりまして、館長が指定管理者になるのですが、寄託を受けた時に、受領書を発行するという規則です。ただその後、今度は図書館資料として受け取る行為は、財産を取得するという行為になりますので、行政側の行為ですので、これは規則のほうから削除させていただきました。

めくっていただきまして、30条として追加されるもの、31条として追加されるものが、30条は条ずれだけなのですが、新しい31条と32条は、指定管理者の新しい開館日、それから、休館日です。

最後に33条として、読みかえ規定となりますが、これは、規則上で館長という表現が何度も出てきますが、これは指定管理者制度のもとでは指定管理者と読みかえらるとしておりますので、館長がお一人でということではなくて、指定管理者が何らかの決定を行うという規定にさせていただいております。

以上で、議案45号の説明を終わらせていただきます。

議案第46号は、図書館の視聴覚資料及び視聴覚教具の利用に関する改正でして、これも、規則改正の趣旨は、指定管理ということを念頭に置いております。ここで挙がっているのは、第1条はほぼそのままなのですが、丸がついただけですので、第3条は、どういう方々が利用できる団体なのかというのは、別に教育委員会が定めるのですよ述べたところなのですが、つまり、都城市民だけなのかとか、曾於市の方にも貸すのかとか、そういったことは規則とは別に、図書館の内規で謳うと考えているのですけれども、それを規則上で、教育委員会が別にしたためるという表現を設けて、定めることができるというのを述べたものが第3条でございます。

めくっていただきまして、第6条の映画フィルムの利用条件というのがありますが、簡単に言いますと、

これまで16ミルフィルムを利用するためには、免許が必要だったのですが、この免許をいらなくしたということで、この条項を削除させていただいております。

それから、古いものの第10条が、第9条で条ずれを起こしているのですが、これは利用時間を変えたものです。これまでは日曜日は利用できなかったのですが、今回は図書館のすべての開館時間と同じということにさせていただいております。ですので、9条だけで、すべてその表現をしております。

第10条には、読みかえ規定を置いております。これは、先ほどの規則と同じでございます。

最後に、11条として、補足として、利用できる教具というものを使っていないものを削除しましたので、これだけになったということでございます。

長くなりましたけれども、終わらせていただきます。

○委員長

それでは、報告1件と議案2件について、お尋ねがありましたらどうぞお願いいたします。

10条です。議案第45号のほうの10条ですけども、今まで図書館資料の複写というのがありますが、利用者の調査研究の用に供するために図書館資料を用いて公表された著作物の一部分について行うものとするとのありますが、単純にここをコピーしたいということで、コピーさせていただいていたのですけれども、利用者の調査研究の用と解釈ができるということですね。

○図書館長

解釈いたしております。

この情報に引っかかるものというのは、要は、営利目的でコピーをされる方、これを排除するための条項です。営利目的というのは、大体、すぐわかりますので、大量に電話帳をコピーしていた人がいたのです。そういったものは、この情報を研究目的で電話帳はコピーしませんよねということで、排除しました。基本的に営利目的では駄目ですと書けばいいのですけれども、そうではなくて、こういう表現をとっております。

○委員長

このような、調査・研究の用とか全く意識しないで、コピーさせていただいておりましたので、引っかったのですけれども。

○図書館長

しかし、何らかの調査研究にはなると思っておりますので。

○委員長

規則がそのようになっていることがわかりましたので、以上です。

ほか、ありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、報告第123号を承認させていただきまして、議案第45号、第46号を決定させていただきます。

【追加議案第48号】

○委員長

それでは、議案第48号がまだ終わっておりませんでしたので、その他に入る前にこれを入れさせていただきます。

実は、事務局から追加提案がありました議案第48号、今日、資料がお配りされたと思うのですが、議題といたします。この案件は、私個人の案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定により、私委員長が退席いたしますので、よって進行を委員長職務代理者と交代いたします。よろしくをお願いいたします。

[小西委員長退席]

○委員長職務代理者

委員長に代りまして、私が委員長の職務を代行いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第48号について、教育総務課よりご説明をお願いします。

○教育総務課

それでは、議案第48号 都城市教育委員会委員の辞職についてご説明いたします。

小西委員から平成30年3月31日におきまして、教育委員を辞職する旨の辞職願が提出されました。したがって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第10条の規定に基づき、教育委員会の同意を得る必要がありますので、本案を提出するものでございます。

なお、池田市長に対しましても同じく本日付で平成30年3月31日をもって辞職される辞職願が提出されております。

以上でございます。

○委員長職務代理者

それでは、直ちに採決をいたします。

小西委員の辞職の申し出に同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長職務代理者

皆さんよろしゅうございますか。

異議がございませんので、議案第48号は原案どおり可決し、小西委員の教育委員辞職に同意することといたします。

〔小西委員長入席〕

○委員長

私、僭越かもしれませんが、一身上の都合という文言には慣れていなかったのですが、実は、平成27年の秋に、再任のお話をいただきました時に、とてもびっくりというか、意外だったのです。四年間というのは自信がありません、80歳になりますので。2年だったら頑張れると思いますと返答させていただいたその2年がちょうどまいりました。お陰さまで何とかやってこられましたけれども、本来でしたら、2月25日、教育長と同じ期間なのですけれども、調整のために3月までというお時間をいただきましたので、そのようにご理解いただき、大変、勝手な発言ですけれども、よろしくお願いいたします。

10 その他

(1) 新図書館の館長及び副館長について

(2) 行事報告・予定等

① 3月定例教育委員会開催予定

日時 平成30年2月22日(木) 13:30～

場所 南別館3階委員会室

以上で、2月の定例教育委員会を終了いたします。